徳島市北部処理区下水道施設包括委託業務

要求水準書（素案）

令和８年１１月

徳島市上下水道局

目次

目次 26
【用語の定義】 1
第1章 総則 2
１．　事業の背景・目的 2
２．　事業の基本方針 2
３．　要求水準書の位置づけ 3
４．　事業期間 3
５．　本事業の対象施設 3
６．　業務範囲 3
７．　業務履行 4
第2章 事業実施計画書の要求水準 7
１．　基本事項 7
２．　事業実施計画書 7
３．　年間業務計画書 7
４．　月間業務計画書 8
第3章 処理場（汚水）の要求水準 9
１．　基本事項 9
２．　業務の基本的水準 9
３．　事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務 9
４．　流入基準 10
５．　運転管理業務の要求水準 11
６．　保守管理業務の要求水準 13
７．　修繕業務の要求水準 14
８．　廃棄物管理業務の要求水準 14
９．　危機管理業務の要求水準 15
１０．　文書管理業務の要求水準 15
１１．　修繕・改築計画策定業務の要求水準 15
第4章 処理場（雨水）の仕様 16
１．　業務の基本的な仕様 16
２．　事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務 16
３．　業務の仕様 17
第5章 ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の仕様 18
１．　業務の基本的な仕様 18
２．　事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務 18
３．　業務の仕様 19
第6章 危機管理に関する要求水準 22
１．　基本事項 22
２．　業務継続計画（BCP）及び危機管理マニュアルの策定 22
３．　緊急時対応訓練 22

４．　災害・事故等の緊急事態への対応 22
５．　他の自治体への災害支援 25
第7章 修繕・改築計画策定業務の要求水準 26
１．　基本事項 26
２．　業務の基本的水準 26
３．　事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務 27
４．　修繕・改築計画策定業務の要求水準 27
第8章 既存施設等の確認 29
１．　事業開始に伴う既存施設等の確認 29
２．　契約終了（事業期間満了）に伴う既存施設等の確認 29
３．　契約解除に伴う既存施設等の確認 30
第9章 業務報告書類に関する事項 31
１．　業務報告 31
２．　運転管理日報 31
３．　運転管理月報 32
４．　運転管理年報 33
５．　その他の報告書 33
６．　業務報告書の改善等 33
７．　報告書の構成等 33
第10章 モニタリング 35
１．　基本的事項 35
２．　受託者によるセルフモニタリング 35
３．　委託者によるモニタリング 35
４．　要求水準未達時の措置 35
第11章 契約終了時の措置 36
１．　業務引継書の作成等 36
２．　業務引継書の内容 36
別紙１　施設概要 37
別紙２　業務実施体制 43
別紙３　流入下水量の実績 44
別紙４　ユーティリティの使用量実績 45
別紙５　薬品類の使用量実績 46
別紙６　廃棄物運搬・処分量の実績 47
別紙７　処理場（雨水）の運転管理等要領 48
別紙８　ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の運転管理等要領 50

【用語の定義】

用語	定義
本事業	徳島市北部処理区下水道施設包括委託業務をいう。
委託者	徳島市（上下水道局を含む）をいう。なお、本書内で「委託者」と記載する場合、徳島市を指す場合や、上下水道局を指す場合があるため、記載場所に応じて適宜判断するものとする。
受託者	本事業に係る公募手続において選定され、委託者と業務契約を締結する者をいう。
契約書等	本事業に関して今後公表又は提示される予定の業務委託契約書（案）、要求水準書（案）、募集要項、モニタリング基本計画書（案）、提案書、質問回答書その他これらに付随する資料をいう。
本業務	本事業において受託者が実施する運転管理業務、保守管理業務、修繕業務、廃棄物管理業務、危機管理業務、文書管理業務及び修繕・改築計画策定業務をいう。
対象施設	本事業の対象となる処理場及びポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）を個別に又は総称していう。
既存施設等	対象施設を構成する土木施設、建築物、機械設備、電気設備、計装設備その他附帯設備をいう。
移行期間	業務委託契約締結日の翌日から令和 10年3月31日までの期間をいう。この期間において、受託者は、委託者又は委託者の指定する者から業務の引継ぎを受けるとともに、本業務の開始に必要な準備及び習熟を行う。
事業年度	各暦年の 4月1日に始まり、翌年の 3月31日に終了する 1 年間をいう。ただし、業務委託契約締結年度にあっては、業務委託契約の締結日の翌日から次に到来する 3月31日までの期間をいう。
管理目標	放流水質又は汚泥性状の管理を行う上で受託者が達成を目指す目標値をいう。
要求水準未達	モニタリングの結果、契約書等に定める要求水準を満たしていない状態をいう。
改築	更新、長寿命化対策の総称をいう。
更新	機器更新又は設備更新として、既存施設又は設備を撤去し、同等又は同等以上の性能を有する施設又は設備に取り替えることをいう。
長寿命化	所定の耐用年数を延伸することを目的として、設備の全部又は一部を活かしながら、その機能の維持又は向上を図るために実施する工事その他の必要な措置をいう。
修繕	老朽化し、故障し、又は損傷した施設、設備若しくは機器を対象として、対象施設の機能を維持又は回復するために行う工事その他の行為をいう。ただし、更新に該当するものを除く。
法令等	法律、政令、省令、条例、規則その他の規程及びこれらに基づく命令、基準、指針、通知等をいう。
暴力団等	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他徳島市上下水道局暴力団等排除措置要綱に定める者をいう。
ＢＣＰ	Business Continuity Plan（業務継続計画）をいう。
不可抗力	豪雨、地震、疫病、戦争、暴動その他の自然的又は人為的な事象のうち、委託者及び受託者のいずれの責めにも帰することができず、かつ、その発生又は影響を合理的に予見し、もしくは回避することが困難なものをいう。
原状回復	事業期間終了時又は契約解除時において、通常の経年劣化及び損耗を除き、受託者の責に帰すべき損傷等を修復し、対象施設を要求水準を満たす状態で委託者へ引き渡すことをいう。

第1章　総則

１．事業の背景・目的

下水道は、汚水処理による生活環境の改善や、降雨時における浸水災害の防除、公共用水域の水質保全等の多面的な機能を有しており、安全で快適な住環境を形成する上で不可欠な都市基盤施設となっている。

委託者においても昭和23年度から公共下水道事業に着手し、現在では公共下水道事業（中央処理区・北部処理区）と特定環境保全公共下水道事業（丈六処理区、しらさぎ台処理区、竜王処理区）を供用している。

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用される。また、下水道事業に係る経費の負担区分は「雨水公費・汚水私費」が原則となる。しかしながら、人口減少をはじめ、節水機器の普及等による下水道使用料の減少、地震や集中豪雨等の自然災害への対応、さらには、下水道施設の老朽化による改築・更新費用の増大等により、公共下水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しくなってきている。

本市では、これらの課題への対応策の一つとして、令和６年度から「ウォーターＰＰＰの導入可能性調査」を進めており、事業スキームや業務範囲について民間市場調査等を行っている。

本事業は、これまでの検討及び民間市場調査の結果を踏まえ、本市の公共下水道事業に係る施設の維持管理業務に加えて、施設の修繕・改築計画案策定を含めた一連の業務を「管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）」により実施することにより、より効率的な事業運営等が実現できるよう、官民一体となって事業に取り組む体制を構築し、将来にわたり持続可能な事業運営に努めるものとする。

２．事業の基本方針

本事業の実施方式は、公共下水道事業に係る施設の維持管理及び修繕・改築計画案作成を一体的に民間に委託する「管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）」を採用する。業務対象処理区は北部処理区とし、業務対象施設（以下「対象施設」という。）は処理場・ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）とする。管路施設については、当面は現行運用を継続し、下水道事業におけるウォーターＰＰＰの練度向上に合わせて組み込んでいくことを今後の検討予定とする。また、処理場・ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の雨水に関連する施設の業務については「仕様発注」を採用する。

委託者との契約書等に基づき受託者は、本事業の実施に当たって、下水道法（昭和33年法律第79号）、その他関係法令等の規定に基づき誠実に事業を実施しなければならない。

委託者及び受託者は、上記の目的を達成するため、以下の基本方針に基づき、本事業を実施するものとする。

（１）　全体最適を目指した事業運営

受託者は、事業全体を俯瞰し、短期的な視点だけでなく、中長期的な視点に立ち、リソースの最適な配分と運営体制の構築に取り組み、効率的な事業運営と全体としての費用抑制を図る。

（２）　民間の創意工夫の最大限活用

委託者は可能な限り性能発注を取り入れ、受託者は、維持管理と修繕・改築計画の作成を一体的に実施することで、事業にかかる総費用の削減、DXの推進、脱炭素化に努める。

（３）　地元企業との最大限の連携、災害・事故等への緊急対応力の強化

受託者は、地元企業との連携や地域人材の雇用を最大限に図り、自らの社会的役割を認識し、

知識・技術継承を図り、災害・事故等が発生した場合に迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努める。

（4） 市民の安全・安心を確保するための適正・確実なモニタリングの実施

委託者と受託者は、それぞれで事業に対するモニタリング体制を構築し、適正かつ確実に実施することにより市民の安全・安心を確保する。

（5） 官民の最適な役割分担による事業の最適化

委託者と受託者は、契約時の官民の役割分担をベースに、事業の進捗に応じて対話を重ね、必要に応じ見直すことにより、常に事業の最適化を図るよう努める。

3．要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、本業務の実施に際し委託者と受託者の間で行われた協議により、委託者と受託者が合意した事項及び本業務の受託者選定に際し、委託者が受託者に配布した一連の書類及び受託者が委託者に提出した提案書（以下「提案書」という。）その他関連書類の内容を含めて定められるものである。従って、委託者及び受託者は、契約書と同様に本要求水準書に定められた諸事項について、その義務を負う。

4．事業期間

本事業の事業期間は、令和10年４月１日から令和20年３月31日までとし、契約書等に従い事業を実施する。ただし、契約締結日の翌日から令和10年３月31日までの期間は、移行期間とし、受託者は、委託者又は委託者の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務の引継ぎに要する費用は、委託者・受託者の双方が、必要な作業に対する費用を負担するものとする。

5．本事業の対象施設

本事業の対象となる施設の概要は、別紙１に示すとおりである。

6．業務範囲

本事業における業務範囲は次に挙げるものとし、対象施設ごとの業務範囲は、**エラー! 参照元が見つかりません。**のとおりである。各業務の詳細については、「第3章　処理場（汚水）の要求水準」、「第4章　処理場（雨水）の仕様」、「第5章　ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の仕様」、「第6章　危機管理に関する要求水準」及び「第7章　修繕・改築計画策定業務の要求水準」に示す。

（1） 運転管理業務
- 運転操作監視業務
- 水質管理業務
- 調達管理業務
- 保安管理業務
- 見学者対応業務
- 住民対応業務

（2） 保守管理業務
- 保守点検業務
- 環境整備業務

（3） 修繕業務
- 計画修繕
- 緊急修繕

（4） 廃棄物管理業務
（5） 危機管理業務
（6） 文書管理業務
（7） 修繕・改築計画策定業務

表 1-1　処理場・ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の業務範囲

業務分類	対象業務 ＼ 対象施設	1 北部浄化センター	2 常三島ポンプ場	3 福島ポンプ場	4 宮の本排水機場	5 住吉橋排水機場	6 徳住橋排水機場	7 住吉西排水機場	8 住吉北排水機場	9 火薬庫横排水機場	10 東照寺裏排水機場	11 桜の馬場排水機場	12 住吉橋南排水機場	13 南福島排水機場	14 大工島排水機場	15 末広西排水機場	16 末広東排水機場	17 末広住宅第一排水機場	18 末広住宅第二排水機場	19 城東排水機場	20 市立高校前排水機場	21 沖洲橋北排水機場	22 沖洲橋南排水機場	23 南沖洲第一排水機場	24 南沖洲第三排水機場	25 南沖洲第四排水機場	26 中折排水機場
運転管理	運転操作監視業務（常：常駐、巡：巡回）	常	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡	巡
	水質管理業務	○																									
	調達管理業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	保安管理業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	見学者対応業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住民対応業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保守管理	保守点検業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	環境整備業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
修繕	計画修繕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	緊急修繕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃棄物管理		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
危機管理		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
文書管理		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
修繕・改築計画策定		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

7．業務履行

（1） 基本事項

ア　本要求水準書は、本業務を実施する上で、受託者が満たすべき最低限の要件であり、業務実施の具体的内容・手法等は受託者の創意工夫による提案をもとに、委託者と受託者の合意によって決定するものとする。

イ　受託者は、下水道使用者等が必要とするサービスを十分提供できるよう、また、各施設の機能が十分発揮できるよう、本要求水準書のほか契約書等並びに関係法令に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、対象施設を適切に維持管理するほか、「第7章　修繕・改築計画策定業務の要求水準」に示す修繕・改築計画策定等を行うものとする。

（2） 義務等の違反の措置

要求水準書に関し、委託者又は受託者がその果たすべき義務に違反若しくは不履行があった場合の措置は、契約書等によるものとする。

（3） 業務管理

ア　受託者は、対象施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、運転及び維持管理に精通するとともに、常に問題意識をもって業務の履行にあたり、自らの持つ技術力を活かし、様々な取組や創意工夫を行って、設備・装置及び機器等（以下「設備等」という。）の予防保全並びに業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。

イ　受託者は、本業務に必要な各種マニュアル（運転管理、保守管理等、業務実施に必要な維持管理マニュアル及び危機管理マニュアル）を策定するものとする。

ウ　受託者は、日常的な教育訓練を行い、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡するものとする。

エ　受託者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務を円滑に遂行するものとする。

（4）　実施体制

受託者は、事業期間を通じて次に掲げる事項を満たすため、適正かつ確実に本業務を遂行できる体制を確保するものとする。本業務全体の効率的・効果的な遂行を管理するための体制・方法を明らかにするとともに、確実かつ機能的な実施体制を構築するものとする。

ア　受託者は、自己の責任において、本業務全体を総括する管理能力がある責任者（以下「総括責任者」という。）及びこれを補佐する責任者（以下「副総括責任者」という。）及び各施設の運転・保守管理を統括する者（以下「業務主任者」という。）を置くものとする。なお、実績要件確認時点において受託者と、継続して３か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。また、副総括責任者は業務主任者を兼務できるものとする。

イ　「総括責任者」「副総括責任者」「業務主任者」を変更する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得ること。

ウ　受託者は、本業務に従事する者（以下「従事者」という。）を確保するものとする。

エ　受託者が共同企業体（以下「JV」という。）の場合は、総括責任者は、対象施設の運転管理・保守管理業務を担当する構成員（JVを構成する者）から選出するものとする。

オ　受託者は、運転管理・保守管理業務の実施に際して、別紙２第２項に示す本業務の履行に必要な有資格者を配置すること。

カ　受託者は、化学物質管理者、保護具着用管理責任者を選任し、その役割及び責任の所在を明確にするものとする。

キ　受託者は、修繕・改築計画策定業務の実施に際して、技術的管理を行う技術者（以下「管理技術者」という。）を置くものとする。なお、管理技術者は、専任かつ常駐を求めない。

ク　受託者が実施する修繕について、１件当たり金額が500万円（消費税等を含む。）以上の場合は、建設業法第３条の規定により、建設業の許可を受けた者が行わなければならない。

ケ　受託者は、教育・研修等により、従事者の知識及び技術の向上を図るほか、この教育・研修には、委託者の職員も必要に応じて参加できるよう配慮するものとする。なお、教育・研修等の内容は受託者の提案によるものとする。

コ　受託者がJVの場合は、各構成員の本業務における役割分担等を明確にするものとする。

サ　受託者は、事業期間を通じて次に掲げる事項を満たすため、適正かつ確実に本業務を遂行できる体制を確保するものとする。本業務全体の効率的・効果的な遂行を管理するための体制・方法を明らかにするとともに、確実かつ機能的な実施体制を構築するものとする。

（5）　配置予定技術者の要件

配置する技術者は次に掲げる要件を全て満たし、専任かつ常駐で本事業の対象業務に従事できる者であること。業務の実施体制は別紙２第１項を参照のこと。

ア　総括責任者

・下水道法第22条第２項（下水道法施行令第15条の３）に定める資格を有する者。

・１日当たり汚水30,000㎥以上の処理能力を有し、かつ、標準活性汚泥法又は同等以上の処理方式による終末処理場の維持管理業務に関し、実務経験を有する者。

イ　副総括責任者

・下水道法第22条第２項（下水道法施行令第15条の３）に定める資格を有する者又は、日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める技術検定のうち第3種技術検定に合格している者。

※副総括責任者は、業務主任者を兼務できるものとする。

ウ　業務主任者

・下水道法第22条第２項（下水道法施行令第15条の３）に定める資格を有する者又は、日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める技術検定のうち第３種技術検定に合格している者。
・終末処理場の維持管理業務に関し、２年以上の実務経験を有する者。

エ　管理技術者（修繕・改築計画策定業務）

・技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（下水道）の資格を有する者。かつ、終末処理場のストックマネジメント計画作成に係る業務（調査のみ等の部分的な業務を除く。）を元請として履行完了した実績を有する者。

※管理技術者は、専任かつ常駐のいずれも求めない。また、修繕・改築計画策定業務を再委託する場合、再委託先企業による配置を認めるものとする。

（６）地元企業の活用・連携

ア　受託者は、本事業の各業務において積極的に地元企業の活用を行うものとする。地元企業で対応可能な業務内容については地元企業を最大限に活用するものとする。

イ　受託者は、緊急事態発生時に円滑に対応可能なよう地元企業との連携を図るとともに、技術補完ができる体制を構築するものとする。

第2章　事業実施計画書の要求水準

１．基本事項

（1）受託者は、次に掲げる計画書を策定し、期日までに委託者に提出し、承諾を得ること。

ア　事業実施計画書
イ　年間業務計画書
ウ　月間業務計画書

２．事業実施計画書

（1）事業実施計画書には、事業期間全体を通じた計画として、事業の基本的事項、スケジュール等を把握できるよう以下の項目を盛り込み記載すること。

ア　実施方針：事業実施に関する基本方針、事業期間に亘る計画工程
イ　業務実施体制：実施体制等、従事者・技術者等の配置・資格など事業を実施する組織に関する事項、地元企業の活用・連携方針
ウ　安全管理体制：安全衛生、教育訓練など、事故・災害等の未然防止に関する事項
エ　運転管理方針：対象施設の運転管理、各種計画策定等に関する実施方針
オ　保守管理方針：対象施設の保守管理等に関する実施方針
カ　修繕実施方針：計画修繕を予定する設備・機器の名称、仕様、設備・機器毎の実施時期と修繕の概要、突発的な故障等による修繕（以下「緊急修繕」という。）対応方針
キ　廃棄物管理方針：廃棄物の搬出先や管理方法などの実施方針
ク　危機管理計画：緊急時の体制、対応、支援及び緊急時を想定した訓練などの方針
ケ　文書管理方針：事業に関する報告、連絡、指示の受理、協議など、委託者と受託者間の確認・照合・提出等のプロセス等に関する事項
コ　修繕・改築計画策定方針：修繕・改築計画策定時の体制や考え方、工程等に関する事項
サ　その他必要な事項

（2）危機管理計画には、次に掲げる事項を含むものとする。なお、詳細は「第６章　危機管理に関する要求水準」に規定する「危機管理マニュアル」に定めること。

ア　緊急時連絡体制、支援体制
イ　緊急時の人員配置計画、役割分担
ウ　緊急時を想定した訓練

３．年間業務計画書

（1）年間業務計画書には、事業実施計画を実現するにあたり、より具体的に当該年度に実施する各業務の内容を把握できるよう以下の項目を盛り込み記載すること。

ア　当該年度の事業概要
イ　当該年度の年間の計画工程表
ウ　業務実施体制
エ　年間修繕計画
オ　各業務の年間事業計画
カ　その他必要な事項

（2）年間修繕計画には、当該年度に予定する計画修繕の具体の内容を記載すること。なお、緊急修繕は含めないものとする。

４．月間業務計画書

（１）月間業務計画書は、年間業務計画書の内容に準じ、当該月の計画を日単位で把握できるように作成すること。

第3章　処理場（汚水）の要求水準

１．基本事項

処理場の要求水準は、本業務を実施する上で委託者及び受託者が満たすべき最低限の要件であり、委託者と受託者の合意によりその効力を得るものである。また、処理場の運転管理の具体的内容・手法等は受託者の提案によるものとする。

２．業務の基本的水準

（１） 受託者は、自らのノウハウを最大限活用して、委託者が所有する処理場の運転管理及び保守管理を主体的に行い、下水を連続的に処理するとともに、安定した処理水を提供するほか、現行の業務水準を維持することはもとより、その向上を図ること。

（２） 業務の実施に当たっては、既存施設等の特質を十分理解し、安定処理が確保できるよう十分な業務履行体制でこれに臨むこと。

（３） 受託者は、公共下水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うほか、環境保全に取り組むとともに、その内容は受託者の提案によるものとし、委託者に報告するものとする。

３．事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務

事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務は、以下のとおりとする。

（１） 運転管理業務

ア　運転操作監視業務

(ア) 処理場における運転・監視操作及びその関連業務（送風量の調整、流入量調整、脱水機・濃縮設備の運転等）

(イ) 処理場の日常点検及び巡視

イ　水質管理業務

(ア) 本業務において運転管理上で要求される水質、汚泥などの試験・解析（なお、下水道法第21条及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条第１項に基づく水質検査は委託者が行う。）、脱水ケーキ含水率の測定

(イ) 水処理反応槽のDO、MLSS等、処理機能等の管理

(ウ) 水質試験及び汚泥試験に使用する試薬の数量管理、購入及び保管、有害性の把握及び関係法令に基づく適正な管理

ウ　調達管理業務

(ア) 水道、ガスの調達管理

(イ) 電力、通信の調達管理

(ウ) 燃料、薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理

エ　保安管理業務

(ア) 対象施設への不審者の立ち入り防止等に関する施設の保安巡視

オ　見学者対応業務

(ア) 見学者への案内及び説明

カ　住民対応業務

(ア) 住民からの相談・問合せへの対応

（２） 保守管理業務

ア　保守点検業務

(ア) 機械設備、電気・計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検及び簡易な修繕

(イ) 法定点検、自主検査

(ウ) 設備・機器の清掃（沈砂池・スクリーン等の清掃含む）

(エ)人孔の保守点検

イ　環境整備業務

(ア)植木、植栽等の剪定・散水や食害防止の薬剤散布等の樹木管理及び芝・草等の除草

(イ)建物内の諸室（トイレ・風呂等含む）及び共用部の清掃業務（床面清掃、窓ガラス清掃など）

（3） 修繕業務

ア　計画修繕：年間修繕計画に基づく処理場の修繕業務

イ　緊急修繕：設備・機器の故障、破損などの突発的に発生する修繕業務

（4） 廃棄物管理業務

対象施設から発生する廃棄物の運搬及び処分

（5） 危機管理業務

災害や事故等の緊急事態が発生した場合の必要な措置

（6） 文書管理業務

運転管理、保守管理、修繕、その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理

（7） 修繕・改築計画策定業務

委託者が策定・更新する下水道ストックマネジメント計画に係る、修繕・改築計画の策定等の支援

4．流入基準

（1） 本業務で上限とする流入水量

本業務で上限とする流入水量は、表 3-1に掲げる「流入水量」とする。

流入水量が上限値を超えた場合であっても、受託者は放流水質の要求水準を満たすよう努めるものとする。ただし、流入水量が上限値を超過したことに起因して要求水準未達となった場合には、受託者は責任を負わない。

表 3-1　処理すべき流入水量の上限値

対象項目		上限値
流入水量	晴天時	30,100㎥/日
	雨天時	142,435㎥/日

（2） 本業務で上限とする流入下水の水質

本業務で上限とする流入下水の水質とは、表 3-2に掲げる「流入下水水質」とする。

流入下水水質が上限値を超えた場合であっても、受託者は放流水質の要求水準を満たすよう努めるものとする。ただし、流入水質が上限値を超過したことに起因して要求水準未達となった場合には、受託者は責任を負わない。

なお、流入下水量の実績は、別紙３に示すとおりである。

表 3-2　流入下水水質の上限値

対象項目		上限値
流入下水水質	BOD	200mg/L
	SS	160mg/L
	T-N	40mg/L
	T-P	5mg/L

５．運転管理業務の要求水準

受託者は事業期間において、以下に示す水準を確保すること。ただし、移行期間についてはこれを適用しないものとする。

（１）　基本的水準

ア　受託者は、本業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行するものとする。

イ　受託者は、設備・機器の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう準備するものとする。

ウ　受託者は事業実施計画書に、運転管理業務に必要な事項を定め、委託者に提出するものとする。

（２）　運転操作監視業務

ア　受託者は、下水の流入状況に応じて、必要な設備・機器を運転することにより、管渠やポンプ井等の水位を調整することで、安定した水処理を行うとともに、管渠等から溢水しないよう水量管理に努めるものとする。

イ　処理場の運転状況及び設備・機器の異常の早期発見に努めるため、日常点検等を実施するものとする。日常点検等は、処理状況及び設備・機器の状況に応じて定期的に回数を定め又は適宜に実施するものとする。

ウ　日常点検等に当たっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意するものとする。

エ　六価クロム濃度が機器の設定値を超えたことを知らせる警報を受信した場合には、受託者は速やかに委託者に連絡すること。

（３）　水質管理業務

ア　放流水質の要求水準

受託者は、以下に示す放流水質に係る法定基準を性能規定とし、水処理を良好な状態に保つため、処理場水処理施設の各設備・機器を運転、操作、監視すること。

(ア)放流水質に係る要求水準は、関連法令等で規制を受ける基準となる「法定基準」及び「総量規制基準」と、水質管理を行う上での目標値である「管理目標」を表 3-3に示す。

(イ)受託者は、法定基準及び管理目標に適合させるよう処理すること。

(ウ)管理目標が未達だった場合、受託者は委託者に報告するとともに主体的に管理目標未達の原因究明を行い、改善措置を行う。

(エ)法定基準が未達だった場合の対応の詳細については、モニタリング基本計画書に規定する。

(オ)放流水質に係る要求水準に関し、事業期間中に法令等が改正されたときは、施行日以降改正後の数値とする。

表 3-3　放流水質の要求水準

項目	単位	管理目標	法定基準	総量規制基準
BOD	mg/L	12	15	-
COD	mg/L	16	-	671.5kg/日
SS	mg/L	10	40	-
T-N	mg/L	16	20	671.5kg/日
T-P	mg/L	2.4	2.7	74.1kg/日
大腸菌数	CFU/mL	500	800	-

イ　汚泥性状の要求水準

下水の処理によって生じた汚泥は、適切に水処理工程から引き抜いて濃縮・脱水処理により汚泥の減量化に努めるものとする。

受託者は、表 3-4に示す脱水ケーキ含水率を要求水準とし、適切な汚泥処理を行うとともに、汚泥処理の管理不良によって放流水の水質を悪化させることのないよう、処理場汚泥処理施設の各設備・機器を運転、操作、監視すること。

(ア)汚泥性状に係る要求水準は、実施する汚泥試験の各回測定値を対象とし、受託者に課す「上限値」と、良好な汚泥性状を確保するための「管理目標」とに区分し表 3-4に示す。

(イ)受託者は、上限値及び管理目標に適合させるよう管理すること。

(ウ)管理目標が未達となった場合、受託者は委託者に報告し、主体的に管理目標未達の原因究明を行い、改善措置を行うこと。

(エ)上限値超過となった場合の対応の詳細については、モニタリング基本計画書に規定するものとする。

(オ)汚泥性状に係る要求水準に関し、汚泥搬出先の受け入れ基準等が改定されたときは、協議の上、定めることとする。

表 3-4　脱水ケーキ含水率の要求水準

対象項目	管理目標	上限値
脱水ケーキ含水率	83%	85%以下

（4） 調達管理業務

ア　水道、ガス、燃料の調達管理

処理場の運転を良好に行うために必要な水道、ガス、燃料の調達管理は、受託者の責任と費用により実施するものとする。なお、水道、ガス、燃料の使用量実績は、別紙４に示すとおりである。

イ　電力、通信の調達管理

処理場の運転管理を良好に行うために必要な電力、通信の調達管理は、受託者の責任と費用により実施すること。なお、委託者が契約する電力供給契約の内容について変更する場合は、あらかじめ委託者と協議を行い、承諾を得た上で変更するものとする。なお、電気使用量及び電話通信費の実績は、別紙４に示すとおりである。

ウ　薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理

処理場の運転を良好に行うために必要な薬品類、その他消耗品類、資材等の調達管理は、受託者の責任と費用にて実施する。なお、受託者が処理場において使用する薬品の種類については、あらかじめ委託者と協議を行い、承諾を得た上で使用するものとする。なお、薬品類の使用量実績は別紙５に示すとおりである。

（5） 保安管理業務

受託者は、処理場における不審者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために施設の保安管理を行うものとする。

（6） 見学者対応業務

受託者は、対象施設見学時の処理工程等の説明及び施設内の案内を委託者と協力して行うものとする。受託者は、見学者が安全に通行できるよう措置を講じるものとする。

（7） 住民対応業務

住民からの相談・問合せ等の窓口は委託者が行い、本事業実施に関する相談・問合せ等への対応は受託者が行うものとする。

6．保守管理業務の要求水準

（1） 基本的水準

ア 受託者は、事業期間終了時、業務範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し（委託者が修繕又は改築・更新を実施中の施設を除く）、著しい損傷がない状態で委託者に引き渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な保守管理を行うものとする。

（2） 保守点検業務

ア 保守点検及び簡易な修繕

機械、電気、計装設備は何らかの故障や事故が発生するとプラント全体を停止させる事態が生じることもあるため、設備・機器の構造や特性はもとより、処理場のシステム全体を熟知し保守点検を行うものとする。また建築設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うものとする。保守点検時に故障・不具合を確認した場合には、速やかに簡易な修繕を含めた必要な処置を講じること。

イ 法定点検、自主検査

処理場で必要とする自家用電気工作物保安点検、消防設備、危険物タンク等の自主検査等の法定点検、安全衛生法等による自主検査、その他法令で定められている点検など、これら全ては受託者の負担で行うものとする。

ウ 設備・機器の清掃（沈砂池・スクリーン等の清掃含む）

受託者は、設備・機器が常に清潔であるように努めること。砂や夾雑物堆積の防止のため沈砂池・スクリーン等の清掃を行うこと。

（3） 環境整備業務

本業務の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。騒音及び振動並びに悪臭による周囲の生活環境を損なわないようにし、蚊、蠅などの発生の防止に必要な措置を講ずること。

ア 植栽管理

対象敷地内の雑草、樹木及び生垣等は、施設の作業性、安全性及び周辺環境との調和（美観）を損なわないよう適切に管理すること。委託者からの現地指摘、又は近隣住民等からの苦情により美観・安全上の是正が必要と判断された場合、受託者は速やかに状況を確認し、必要な措置を講じること。

イ　建物等諸室の清掃業務

業務に使用する建物内は、日常的な清掃を励行し、清潔に保持するよう努めること。

7．修繕業務の要求水準

（1） 基本的水準

ア　受託者は、本業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行するものとする。

イ　受託者は、施設機能を維持するために計画修繕及び緊急修繕を行うものとする。

ウ　受託者は修繕によって生じる有価物等は、有効に活用するものとする。

エ　受託者は、本業務実施後、修繕に係る内容等を記録した書類を作成し、委託者に提出したうえで完了確認を受けなければならない。

オ　受託者が行う修繕に係る金額の上限は、処理場・ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）を合わせた金額として、各年度6,600万円（消費税等を含む。）とする。なお、修繕業務に係る金額に増減が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ、精算するものとする。

カ　受託者が実施する修繕について、１件当たり金額が500万円（消費税等を含む。）以上の場合は、建設業法第３条の規定により、建設業の許可を受けた者が行わなければならない。

（2） 計画修繕

ア　受託者は、年間修繕計画に基づいて施設の修繕を実施するものとする。

イ　計画修繕は、事業期間終了時における施設の原状回復のための修繕を含むものとする。

ウ　計画修繕の実施に当たっては、ストックマネジメント計画と調整を図りながら実施すること。

（3） 緊急修繕

ア　受託者は、突発的な設備等の故障、不良、破損等が生じた場合は、速やかに修繕を実施し、その機能の回復を図るものとする。（修繕には取替を含む）

イ　受託者は、緊急修繕の実施に際し、原則として事前に当該修繕の概要及び見積金額を委託者に報告し、承諾を得るものとする。

ウ　１件当たり（原則として発生箇所単位とする。）の上限額は、200万円（消費税等を含む。）とする。ただし、この額を超える緊急修繕が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ、実施の可否を決定するものとする。

8．廃棄物管理業務の要求水準

処理場から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物（以下「廃棄物等」という。）は、廃棄物等の処理及び清掃に関する法律を遵守し、処理場の運転に支障をきたすことなく、また悪臭発生による周辺環境への影響がないよう適正に運搬及び処分を行うこととする。

受託者は、適切な手順に従って、次の各号に示す業務を行うこと。

（1）廃棄物等処理（収集・運搬、処分）に関する契約手続き。

（2）産業廃棄物、ごみ等一般廃棄物の運搬及び処分。

（3）脱水汚泥及び沈砂汚泥の引き渡し時の立会い、車両積込等の協力

（4）マニフェストの整理及び管理

（5）産業廃棄物については、受託者の責任において適正に運搬及び処分が行われたことを確認すること。

（６）受託者は、当該月の廃棄物搬出量を確認し、委託者に報告するものとする。
（７）廃棄物運搬・処分の実績は、別紙６に示すとおりである。
（８）受託者は事業によって生じる有価物等は、有効に活用するものとする。

９．危機管理業務の要求水準

危機管理業務の要求水準は、「第６章　危機管理に関する要求水準」を参照のこと。

１０．文書管理業務の要求水準

（１） 処理場の維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文書を保管し、これらの文書の毀損・滅失がないよう適切に保管すること。また、必要な修正、追録、廃棄については、あらかじめ委託者と協議を行い、承諾を得た上で行うものとする。
（２） 運転、水質管理、保守点検、修繕その他、本業務の実施に係るデータを記録し保管するとともに、委託者の求めに応じて提出できるように備えるものとする。データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、委託者と協議の上決定するものとする。
（３） 委託者に提示又は提出する各報告書の作成と報告を行うものとする。業務報告書類に関する要求水準は、「第９章　業務報告書類に関する事項」に示す。
（４） 本業務の事業実施に係るデータは、これを記録し、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、委託者と協議の上決定するものとする。
（５） 国、県、その他関係機関から委託者に依頼される調書のうち、本事業の業務範囲に該当するものについて、作成を行うこと。
（６） 提出書類については、クラウドサービスの活用など効率化を検討すること。

１１．修繕・改築計画策定業務の要求水準

修繕・改築計画策定業務の要求水準は、「第７章　修繕・改築計画策定業務の要求水準」を参照のこと。

第4章　処理場（雨水）の仕様

１．業務の基本的な仕様

（１） 受託者は、自らのノウハウを最大限活用して、委託者が所有する北部浄化センターにおける運転管理業務のうち、雨水排水に関する施設の維持管理を主体的に行い、現行の業務水準を維持することはもとより、その向上を図ること。

（２） 業務の実施に当たっては、既存施設等の特質を十分理解し、安定稼働が維持できるよう十分な業務履行体制でこれに臨むこと。

（３） 受託者は、公共下水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うほか、環境保全に取り組むこと。

２．事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務

事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務は、以下のとおりとする。

（１） 運転管理業務

ア　運転操作監視業務

（ア）処理場における運転・監視操作及びその関連業務（流入量調整等）

（イ）処理場の日常点検及び巡視

イ　調達管理業務

（ア）水道、ガス、燃料の調達管理

（イ）電力、通信の調達管理

（ウ）薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理

ウ　保安管理業務

保安管理業務の内容は、第３章第３項(１)エを参照のこと。

エ　見学者対応業務

見学者対応業務の内容は、第３章第３項(１)オを参照のこと。

オ　住民対応業務

住民対応業務の内容は、第３章第３項(１)カを参照のこと。

（２） 保守管理業務

保守管理業務の内容は、第３章第３項(２)を参照のこと。

（３） 修繕業務

修繕業務の内容は、第３章第３項(３)を参照のこと。

（４） 廃棄物管理業務

廃棄物管理業務の内容は、第３章第３項(４)を参照のこと。

（５） 危機管理業務

危機管理業務の内容は、第３章第３項(５)を参照のこと。

（６） 文書管理業務

文書管理業務の内容は、第３章第３項(６)を参照のこと。

（７） 修繕・改築計画策定業務

修繕・改築計画策定業務の内容は、第３章第３項(７)を参照のこと。

３．業務の仕様

（１） 施設概要

処理場（雨水）施設の概要は別紙１第１項に示す。

（２） 業務内容

ア　運転管理業務

（ア）運転操作監視業務

a　受託者は、事業期間中、必要がある場合は時間に関わらず業務を履行すること。

b　処理場（雨水）施設の運転管理等要領は別紙７を参照のこと。

c　調達管理業務の内容は、第３章第５項（４）を参照のこと。

d　保安管理業務の内容は、第３章第５項（５）を参照のこと。

e　見学者対応業務の内容は、第３章第５項（６）を参照のこと。

f　住民対応業務の内容は、第３章第５項（７）を参照のこと。

イ　保守管理業務

（ア）保守点検業務

a　機械設備等の点検は、別紙７第７項及び第８項に示す内容を実施すること。

b　法定点検に必要な関連法令、その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って法定点検業務を実施すること。

c　運転点検は、設備・機器の性能・機能等の確保ができるように実施すること。

（イ）環境整備業務

a　場内及び周辺環境については、樹木剪定、除草作業を適宜行い、美化に努めること。

b　場内及び周辺環境については、騒音及び振動並びに悪臭による周囲の生活環境を損なわないようにし、蚊、蠅などの発生の防止に必要な措置を講ずること。

ウ　修繕業務

修繕業務の内容は、第３章第７項を参照のこと。

エ　廃棄物管理業務

廃棄物管理業務の内容は、第３章第８項を参照のこと。

オ　危機管理業務

危機管理業務の内容は、第６章を参照のこと。

カ　文書管理業務

文書管理業務の内容は、第３章第 10 項を参照のこと。

キ　修繕・改築計画策定業務

修繕・改築計画策定業務の内容は、第７章を参照のこと。

第5章　ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の仕様

１．業務の基本的な仕様

（１） 受託者は、自らのノウハウを最大限活用して、委託者が所有するポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の維持管理を主体的に行い、現行の業務水準を維持することはもとより、その向上を図ること。

（２） 業務の実施に当たっては、既存施設等の特質を十分理解し、安定稼働が維持できるよう十分な業務履行体制でこれに臨むこと。

（３） 受託者は、公共下水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。

２．事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務

事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務は、以下のとおりとする。

（１） 運転管理業務

ア　運転操作監視業務

(ア) ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）における運転・監視操作及びその関連業務（流入量調整等）

(イ) ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の日常点検及び巡視

イ　調達管理業務

(ア) 水道、ガス、燃料の調達管理

(イ) 電力、通信の調達管理

(ウ) その他消耗品類、資材の調達管理

ウ　保安管理業務

保安管理業務の内容は、第３章第３項(１)エを参照のこと。

エ　見学者対応業務

見学者対応理業務の内容は、第３章第３項(１)オを参照のこと。

オ　住民対応業務

住民対応業務の内容は、第３章第３項(１)カを参照のこと。

（２） 保守管理業務

ア　保守点検業務

(ア) 機械設備、電気・計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検及び簡易な修繕

(イ) 法定点検、自主検査

(ウ) 設備・機器の清掃（設置建屋内及び沈砂池・スクリーン等の清掃含む）

イ　環境整備業務

(ア) 植木、植栽等の剪定等の樹木管理及び芝・草等の除草

（３） 修繕業務

修繕業務の内容は、第３章第３項(３)を参照のこと。

（４） 廃棄物管理業務

廃棄物管理業務の内容は、第３章第３項(４)を参照のこと。

（５） 危機管理業務

危機管理業務の内容は、第３章第３項(５)を参照のこと。

（６） 文書管理業務

文書管理業務の内容は、第３章第３項(６)を参照のこと。

（７） 修繕・改築計画策定業務

修繕・改築計画策定業務の内容は、第３章第３項(７)を参照のこと。

３．業務の仕様

（１） 施設概要

ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の概要は別紙１第２項に示す。

（２） 業務内容

ア 運転管理業務

（ア）運転操作監視業務

ａ 運転操作監視は巡回により行うものとする。

ｂ 点検の頻度は月１回以上とし運転機器の状況及び建屋等の確実な施錠を確認するとともに、建屋・設備・機器の異常の早期発見に努めること。また、対象施設の設備・機器の性能を確保するために必要な点検・測定及び調査を行うこと。

ｃ エンジンポンプにより排水運転を行った場合は、操作日報を作成し、適時に提出すること。

ｄ 機械、電気設備の点検は、機械、電気の専門知識を有するものが行うこと。

ｅ 委託者から指示があった場合には、工事等の立会、運転調整、送水停止等の依頼対応を行うこと。

ｆ ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の運転管理等要領は別紙８を参照のこと。

（イ）調達管理業務

調達管理業務の内容は、第３章第５項（４）を参照のこと。

（ウ）保安管理業務

保安管理業務の内容は、第３章第５項（５）を参照のこと。

（エ）見学者対応業務

見学者対応業務の内容は、第３章第５項（６）を参照のこと。

（オ）住民対応業務

住民対応業務の内容は、第３章第５項（７）を参照のこと。

（カ）その他の業務

緊急時の予防対策として、台風接近等による停電に備え、表 5-1 に示す排水機場に委託者が仮設発電機を設置する場合があることから、委託者及び委託者が委託する者と連携・協力のうえ、情報共有を図りながら排水機場の運転管理を行うこと。

表 5-1　仮設発電機設置対象施設

	施設名	発電機容量	台 数
1	桜の馬場排水機場	60kVA	1台
2	城東排水機場	220kVA（400V）	1台
3	沖洲橋北排水機場	100kVA	1台
4	沖洲橋南排水機場	100kVA	1台
5	南沖洲第三排水機場	150kVA	1台
6	中折排水機場	45kVA	1台

イ　保守管理業務

（ア）保守点検業務

a　機械設備等の点検は、別紙８第１項（７）及び第３項（４）に示す内容を実施すること。

b　法定点検に必要な関連法令、その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って法定点検業務を実施すること。

c　委託者から指示があった場合には、速やかに排水運転や機器の操作・点検を行うこと。(待機指示を含む)

d　砂や夾雑物堆積の防止のため沈砂池の清掃を行うこと。

e　大雨が予想される前後には、雨水が適正に排水できるよう、スクリーン前に塵芥等があれば、スクリーン掻きで掻き上げること。

f　燃料の貯蔵施設を有する施設は、残量確認を行い、消防法等の関連法令に準拠した維持管理を実施すること。

g　業務場所及び機器を適宜清掃するとともに、貸与された備品・工具等については、受託者所有の物品等と区別し保管場所を定めて管理し、不要な物品等は整理・整頓し、清潔に努めること。

h　場内及び周辺環境については、騒音及び振動並びに悪臭による周囲の生活環境を損なわないようにし、蚊、蠅などの発生の防止に必要な措置を講ずること。

（イ）環境整備業務

a　樹木剪定、除草作業を適宜行うこと。

ウ　修繕業務

修繕業務の内容は、第３章第７項を参照のこと。

エ　廃棄物管理業務

廃棄物管理業務の内容は、第３章第８項を参照のこと。

オ　危機管理業務

危機管理業務の内容は、第６章を参照のこと。

カ　文書管理業務

文書管理業務の内容は、第３章第 10 項を参照のこと。

キ　修繕・改築計画策定業務

修繕・改築計画策定業務の内容は、第７章を参照のこと。

第6章　危機管理に関する要求水準

１．基本事項

受託者は、災害・事故等のリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、災害・事故等が発生した場合には被害を最小限に抑制できるよう、緊急時の対応ができる体制を構築し、適切な対応を行うものとする。

受託者が行う危機管理の対象は、業務対象施設となっている処理場・ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）とする。また、従事者のみならず、再委託した業務に従事している者、見学者等の来場者への対応も対象とする。

２．業務継続計画（BCP）及び危機管理マニュアルの策定

（１）受託者は、「徳島市下水道事業業務継続計画」（以下、「下水道BCP」という。）に基づき、本事業の継続及び対象施設の早期復旧を図るための業務継続計画（以下、「受託者BCP」という。）を策定するものとする。

（２）受託者BCPには、事業実施計画書に定める方針及び体制に基づき、緊急時の連絡体制、初動対応、応急対応、復旧対応、関係機関との連携に関する具体的な手順並びに訓練及び見直しの方法を定めるものとする。また、表 6-1に示す事象のうち、下水道BCPに記載がない事象ついては、危機管理マニュアルとして取りまとめること。また、いずれも逐次改定を行うものとする。

（３）受託者は、下水道BCPとの整合を図りつつ、表6-1に示す事象について、受託者BCP及び危機管理マニュアルの役割分担を整理した上で、それぞれに必要な事項を定めるものとする。

（４）受託者は、事業開始前までに受託者BCP及び危機管理マニュアルを委託者に提出し、委託者の承諾を得るものとする。改定を行う場合も同様とする。

３．緊急時対応訓練

受託者は、円滑な緊急時対応の実施を目的に、緊急時対応訓練を実施する。訓練内容は、危機管理マニュアルに従い、参集訓練・安否確認訓練・実施訓練・情報伝達訓練・図上訓練とし、委託者が実施する緊急時対応訓練と調整の上、１回／１～２年の頻度で行うものとする。

４．災害・事故等の緊急事態への対応

（１）　基本方針

災害や事故等の緊急事態が発生した場合においては、危機管理マニュアルに基づき必要な措置を講じること。なお、緊急事態発生から緊急参集までの時間は、30分を目標とすること。

災害や事故等における迅速かつ確実な対応には地元企業の存在が不可欠であり、地域に根ざした体制の確保の観点からも連携は重要であるため、受託者は地元企業との連携体制の構築を図ること。

災害や事故等の発生など緊急事態における対応については、委託者及び受託者が対応すべき事項など、緊急事態に関する基本的な区分は、表 6-1に示すが、具体的な委託者及び受託者の区分については、受託者が提出する危機管理マニュアル策定時に、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

（２）　地震時（南海トラフ地震・内陸型地震）における対応等

津波の来襲を想定し、受託者は、次の対応等を行うものとする。

ア　発災直後は、委託者の対応要請を待たず、負傷者対応、避難誘導、安否確認等を実施するものとする。

イ　24時間後（津波警報解除後）までには、体制構築、被害状況の情報収集、委託者・関連機関との連絡調整を実施するものとする。

ウ　24時間以降は、データ類の保管、緊急点検、緊急措置等を実施するものとする。

エ　委託者の指示に従い、速やかな本復旧に向け最大限の協力を行うものとする。

（3）　大雨における対応等

受託者は、大雨注意報・大雨警報の発表から浸水等の被害が発生を想定し、次の対応等を行うものとする。

ア　受託者は委託者の対応要請を受け事前対応を実施するものとし体制構築、降雨情報の確認、施設情報（ポンプ運転・雨水貯留施設等）の確認、事前準備（スクリーンの清掃、ゲート開閉の稼働・自家発電設備の稼働・止水板の設置・浸水想定区域の巡回等)、委託者との連絡調整を行うものとする。

イ　発災直後は、負傷者対応、避難誘導及び安否確認について、委託者・受託者間で連携し対応するものとする。

ウ　24時間後（警報等解除後）までには、被害状況の確認、堆積土砂の確認、漂流物被害の確認等を行うものとする。

エ　24時間以降は、データ類の保管、堆積土砂等の撤去依頼、緊急点検、緊急措置等を実施し、委託者と連絡調整し対応するものとする

オ　雨水ポンプ場においては、降雨量を予測し別紙８第１項及び第２項に従い対応を行うこと。

カ　排水機場においては、降雨量を予測し別紙８第３項に従い対応を行うこと。

（4）　強風・高潮における対応等

台風又は低気圧の接近に伴う強風・高潮の発生が予想され、注意報又は警報が発表された場合には、建物の損壊、樹木の倒壊、浸水等の被害が発生することを想定し、受託者は次の対応等を行うものとする。なお、高潮に対する対応は、（3）も準用するものとする。

ア　委託者の対応要請を受け、緊急出動に備え待機する。

イ　被害の発生が確認された場合には、初期対応を行うとともに、委託者の指示に従い本復旧の協力を行う。

（5）　停電における対応等

災害発生時においては、被災により受変電設備の機能停止や送電網の被害を受け、処理場・ポンプ場の停電が想定される。受託者は、次の事前対応を行うものとする。

ア　災害時の燃料供給に係る関連機関との取り決めを締結し、災害時の燃料供給を確保する。

イ　燃料供給方法はタンクローリーによる輸送を基本とするが、ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）への車両入構が困難な場合等においては、ドラム缶による輸送を検討するなど、受託者の責任において適切な供給方法を選定・実施するものとする。

ウ　非常用発電機を有していない施設や燃料供給困難及び冷却水の断水等の状態により長時間停電に対応できない場合は、仮設発電機やバキューム車等の代替手段を発災後速やかに要請できるように準備しておく。

（6）　火災における対応等

ア　受託者は、施設の火災を未然に防止するため、火気使用箇所に火元責任者を選び、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底させ、火災の防止に努めること。

イ　火災が小規模で火が広がっていない場合は、受託者は消火器を使って初期消火を行うこと。炎が天井まで届いている場合や煙が充満している場合には、速やかに避難すること。

ウ　安全な場所に避難した後、受託者は消防への通報を行うとともに委託者へ報告し、指示を仰ぐこと。

エ　火災の原因が、受託者の責めに帰するときの復旧は、受託者の負担で行うこと。

（7） 流入下水の水質異常における対応等

流入基準を超えた下水の流入を確認したときは、受託者は次の対応等を行うものとする。

ア　受託者は、当該事象を確認したときは、初期対応を行うとともに直ちに口頭により、その旨を委託者に連絡するものとする。

イ　委託者は、受託者から当該事象について連絡を受けたときは、当該状況を確認の上で受託者と協議し、取るべき対応等を判断し、受託者に対応等を指示するものとする。

ウ　受託者は、委託者の指示に基づき当該対応等に係る操作等を行うとともに当該状況について監視し、その状況を逐次、委託者に報告するものとする。

エ　委託者は、必要に応じて、当該事象の発生について原因調査を行うものとし、受託者は業務履行に支障がない範囲において、これに協力するものとする。

（8） 放流水の水質異常における対応等

ア　放流水の水質が要求水準を満たさないとき又はその恐れがあるときは、受託者は初期対応を行うとともに、直ちに口頭により、その旨を委託者に連絡するものとする。

イ　受託者は、委託者と協議し当該対応等に係る運転を行うとともに、当該状況について監視し、その状況を逐次、委託者に報告するものとする。

ウ　受託者は、当該事象の発生について原因調査を行い、その結果並びに対応方針について委託者と協議の上、適切な対応を行う。

表 6-1　緊急事態に関する対応区分

項目		区分	
種類	内容	委託者	受託者
地震	発災直後対応の実施		○
	24時間後までの対応の実施		○
	24時間以降の対応の実施		○
	被害発生時の対応の判断	○	
	本復旧の実施	○	
	本復旧への協力		○
大雨	大雨注意報・大雨警報の発表に伴う対応判断	○	
	事前対応の実施		○
	発災直後対応の実施		○
	24時間後の対応の実施		○
	24時間以降の対応の実施		○
	雨水ポンプ場対応の実施		○
	排水機場対応の実施		○
強風 高潮	台風等の接近に伴う対応の判断	○	
	緊急出動への備え（待機）		○
	初期対応の実施、及び本復旧への協力		○
	本復旧の実施	○	
停電	災害時の燃料供給確保		○
	燃料供給方法の設定		○

	仮設発電機の準備	○	
火災	初期消火の実施及び通報・連絡		○
	委託者の指示による対応の実施		○
	受託者の責めに帰するときの原状回復		○
	受託者の責めに帰するとき以外の原状回復	○	
水質異常（流入）	委託者への連絡及び初期対応		○
	処理停止、遮断の判断、原因調査、措置	○	
	委託者の指示による対応の実施		○
水質異常（流出）	委託者への連絡及び初期対応		○
	処理停止、遮断の判断	○	
	原因調査、措置		○
	委託者の指示による対応の実施		○

５．他の自治体への災害支援

委託者から要請があった場合、受託者は本事業の業務遂行に支障がない範囲において、他事業体への災害支援を行うものとする。その内容や期間・人数・費用等の詳細は、委託者と受託者で協議し決定するものとする。

第7章　修繕・改築計画策定業務の要求水準

１．基本事項

修繕・改築計画策定業務の要求水準は、本業務を実施する上で受託者が満たすべき最低限の要件であり、委託者と受託者の合意によりその効力を得るものである。また、具体的内容・手法等は受託者の提案によるものとする。

２．業務の基本的水準

（１） 一般事項

受託者は、自らのノウハウを最大限活用して、修繕・改築計画策定業務を行い、委託者が実施するストックマネジメント計画の策定及び更新を支援する。

ア　受託者は、委託者が実施する策定スケジュールを踏まえ業務を進めること。

イ　受託者は、委託者が定める方針を考慮して業務を進めること。

ウ　受託者は、委託者が行う市全域を対象とした徳島市下水道ストックマネジメント計画の策定内容に合わせた調整に協力すること。

（２） 業務範囲

受託者が行う修繕・改築計画策定業務の作業項目は、表 7-1のとおりとする。

表 7-1　受託者が行う作業項目

作業項目	委託者	受託者	備考
1. 施設情報の収集・整理	○	○	受託者は、日常業務において把握した対象施設の現状及び必要な情報を委託者に提供するものとする。
2. リスク評価	○		
3. 施設管理の目標設定	○		
4. 長期的な改築事業のシナリオ設定	○		
5. 点検・調査計画の策定		○	
6. 点検・調査の実施		○	
7. 修繕・改築計画の策定		○	
8. 関係機関への説明資料作成	○	○	受託者は、説明資料（案）の作成等の支援を行い、委託者に協力するものとする。
9. 照査	○	○	
10. 報告書作成		○	

※各作業項目は、国土交通省「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン2015年版（令和４年３月改訂）」参照

（３） 作業項目ごとの提出

受託者は、作業項目ごとに以下を委託者に提出すること。

ア　施設情報の収集・整理において、リスク評価、施設管理の目標設定、長期的な改築事業のシナリオ設定に必要な情報

イ　受託者が策定した点検・調査計画

ウ　受託者が策定した修繕・改築計画

（４） 委託者との打合せ、協議

ア　業務の実施に当たって、受託者は委託者と密接な連絡を取り、連絡事項をその都度記録

し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

イ　業務の主要な区切りにおいて、受託者と委託者は打合せを行うものとし、管理技術者は必ず出席するものとする。

ウ　業務上で疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、これらの解決に努めるものとする。

３．事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務

事業期間を通じて委託者が対象施設に関する修繕・改築計画策定業務は、表 7-2に示す業務とする。

表 7-2　下水道事業に関する修繕・改築計画策定業務

業務名		実施予定時期	計画対象期間
①	修繕・改築計画策定業務（第１回）	令和14年度	令和16年度～20年度
②	修繕・改築計画策定業務（第２回）	令和19年度	令和21年度～25年度

４．修繕・改築計画策定業務の要求水準

（１）　業務概要

ア　業務の目的

本業務は、対象施設について、ストックマネジメント実施方針に基づく点検・調査を実施して、委託者の修繕・改築計画を作成することを目的とする。

イ　業務対象

（ア）　対象事業：　公共下水道事業

（イ）　委託箇所：　北部処理区

（ウ）　対象施設：　本業務対象施設における土木、建築及び機械、電気設備

（エ）　設計条件：　設計条件は、公募開始時に示す

（２）　業務内容

修繕・改築計画は、長期的視点で今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

ア　点検・調査計画の策定

これまでに作成されたストックマネジメント計画を基本に、委託者が検討した長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、見直しや新たな検討が必要と考えられる施設に対して、長期的な視点から頻度、優先順位、単位、項目について検討する。また、事業計画期間を勘案し、令和16年度及び令和21年度からの各5年間において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを検討し計画を策定する。

イ　点検・調査実施

「第3章　処理場（汚水）の要求水準」、「第4章　処理場（雨水）の仕様」、「第5章　ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の仕様」にて定めた点検・調査を基本とし、これらの点検・調査では健全度の設定が困難な機器を対象に必要な調査を実施するとともに、点検・調査情報を取りまとめ点検・調査計画の定期的な見直しによる精度向上に活用する。

ウ　修繕・改築計画の策定

点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、委託者が検討した長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、令和16年度及び令和21年度からの各5年間に対策が必要な施設の優先順位を設定する。また、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕又は改築を行うかを検討し計画を策定する。

（3） 補足事項

ア　修繕・改築計画策定業務が国の交付金交付対象となる場合は、当該交付金交付要綱等に適合するように行うこと。

イ　修繕・改築計画策定業務において、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応等補助を行うこと。

（4） 修繕・改築計画策定業務における参考図書

受託者は、以下に掲げる図書の最新版を参考に本業務を実施すること。

ア　下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）

イ　下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）

ウ　下水道維持管理指針（日本下水道協会）

エ　下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）

オ　合流式下水道改善対策指針と解説

カ　下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（下水道事業支援センター）

キ　下水道事業の手引き（国土交通省水管理・国土保全局上下水道審議官グループ）

ク　下水道経営ハンドブック（日本下水道協会）

第8章　既存施設等の確認

１．事業開始に伴う既存施設等の確認

（１）　委託者による準備

ア　委託者は、既存施設等の確認に必要な既存施設等の設置年数、機能、仕様、数量、修繕・故障等の履歴等を網羅した情報及びその他台帳並びに関連図書類（以下「設備管理台帳等」という。）を準備し、受託者に提供又は閲覧させるものとする。

イ　委託者と受託者は、既存施設等の確認を開始する前に、実施日程やその他必要事項について、委託者と打合せを行うものとする。

（２）　既存施設等の確認対象

既存施設等の確認対象は、対象施設の設備等とするが、確認対象とする設備等の決定については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

（３）　確認の方法

ア　受託者は、契約締結日の翌日から移行期間終了日までの間において、委託者立ち合いの上で、（１）アの設備管理台帳等の情報及び現地において、既存施設等の健全性（本業務を実施する上で、既存施設等が通常の施設運営を行うことができる機能・性能等を有し、著しい損傷がない状態であること。）を確認するものとする。

イ　既存施設等の確認が困難又は健全性が判断できないときの措置については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

（４）　確認結果及び保管

ア　受託者は、（３）の確認を終了した時は、速やかに確認結果を「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」としてまとめ、委託者に提出し、委託者の承諾を得るものとする。なお、「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」の内容等については、契約締結後速やかに、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

イ　委託者及び受託者は、「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」を、それぞれ契約終了日まで保管するものとする。なお、契約不適合があるときは、当該措置の結果を反映させたものを保管するものとする。

２．契約終了（事業期間満了）に伴う既存施設等の確認

（１）　受託者による事前確認

ア　受託者は、事業期間終了日の60日前までに、既存施設等の健全性について確認を行い、その結果をまとめ、「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」として、委託者に提出するものとする。なお、契約不適合があるときは、受託者自らの負担により施設の機能回復を終えていなければならない。

イ　受託者は、既存施設等の確認を開始する前に、実施日程やその他必要事項について、委託者と協議を行うものとする。

ウ　確認対象は、「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」に記載の設備等を基本とするが、事業期間中に追加された設備等がある場合は当該設備等を含め、撤去及び休止している設備等がある場合は除くものとする。また、委託者の特段の指示ある設備等については、その指示に従うものとする。

（２）　確認の方法

委託者は、「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」を受理したときは、事業期間終了日

までに受託者立ち合いの上、次に掲げる方法で、「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」の記載内容について、確認を行う。

ア　（1）アにより健全性が確認できないときは、現地にて目視、設備等の運転その他により、確認を行うものとする。

イ　既存施設等の確認が困難又は健全性が判断できないときの措置については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

（3） 確認結果及び保管

ア　受託者は、（2）の委託者による確認が終了した時は、速やかに確認結果を「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」に反映させ、「最終版　事業終了時既存施設等健全性確認報告書」として委託者に提出し、委託者の承諾を得るものとする。

イ　委託者及び受託者は、「最終版　事業終了時既存施設等健全性確認報告書」を、それぞれ契約終了日から２年を経過する日まで保管するものとする。なお、契約不適合があるときは、当該措置の結果を反映させたものを保管するものとする。

３．契約解除に伴う既存施設等の確認

（1） 受託者による事前確認

第２項（1）アに記載する「事業期間終了日の60日前までに」を「委託者と受託者が協議の上、定めた日までに」と読み替え、第２項（1）を適用するものとする。

（2） 確認の方法

第２項（2）に記載する「事業期間終了日までに」を「委託者と受託者が協議の上、定めた日までに」と読み替え、第２項（2）を適用するものとする。

（3） 確認結果及び保管

第２項（3）イに記載する「契約終了日から」を「契約解除により契約が終了した日から」と読み替え、第２項（3）を適用するものとする。

第9章　業務報告書類に関する事項

１．業務報告

受託者は、業務履行状況を明確にするため、業務中又は完了後、報告書を提出しなければならない。提出する報告書は次項以降に示すとおりとする。

２．運転管理日報

受託者は、表　9-1に示す内容を最低限として運転管理日報を作成し、対象施設に備えるとともに、委託者に提出するものとする。

表 9-1　運転管理日報の内容

日報の種類		報告の概要
01	業務実施概要	① 総流入量、総風量、放流水量 ② 脱水処理量、発生ケーキ量、種別毎契約毎搬出・処分量 ③ 電力量、主要薬品使用量 ④ 水質データ ・ 主要放流水質測定値と水質基準値 ⑤ 上記データの前日、前年同日の測定値を併記 ⑥ ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）におけるエンジンポンプの操作記録
02	業務引継日報	作業、操作内容など
03	機器点検日報	実施した点検とその概要
04	特記事項	特に報告すべき事項（異常報告など）

３．運転管理月報

受託者は、表 9-2に示す内容を最低限として運転管理月報を作成し、月間業務完了届とあわせて委託者に提出するものとする。

表 9-2　運転管理月報の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該月における処理場状況の説明
02	業務実施概要	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ① 月間総流入量、総風量、放流水量 ② 時間毎流入水量、系列毎送風量 ③ 生汚泥引抜量、余剰汚泥抜量 ④ 脱水処理量、発生ケーキ量、種別毎契約毎搬出・処分量 ⑤ 設備毎電力量、薬品毎使用量、水道使用量 ⑥ 主要設備運転時間 ⑦ ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の運転データ ・水中ポンプ、雨水ポンプ（運転時間、排水量） ・自家発電機（運転時間、発電量） ・自動除塵機（運転時間、除塵量） ・電力使用量、燃料使用量 ・エンジンポンプ操作記録 ⑧ 水質データ ・ 流入水質、処理プロセス毎水質、放流水質 ・ 汚泥分析 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	① 当該年間業務計画書及び年間修繕計画に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	① 処理場日常・巡視点検報告 ② ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）巡回点検報告 ③ 定期設備点検報告 ④ 計画修繕実施報告、緊急修繕実施報告 ⑤ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑥ 調達実績報告 ⑦ その他必要な報告
05	特記事項	当該月において、特に報告すべき事項

４．運転管理年報

受託者は、表 9-3に示す内容を最低限として運転管理年報を作成し、年間業務完了届とあわせて委託者に提出するものとする。

表 9-3 運転管理年報の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該年における処理場状況の説明
02	業務実施概要	以下のデータを含み、月毎に年報データ集計表として整理する。 ① 総流入量、総風量、放流水量 ② 月毎流入水量、系列毎送風量 ③ 生汚泥引抜量、余剰汚泥抜量 ④ 脱水処理量、発生ケーキ量、種別毎契約毎搬出・処分量 ⑤ 設備毎電力量、薬品毎使用量、水道使用量 ⑥ 主要設備運転時間 ⑦ ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の運転データ ・水中ポンプ、雨水ポンプ（運転時間、排水量） ・自家発電機（運転時間、発電量） ・自動除塵機（運転時間、除塵量） ・電力使用量、燃料使用量 ⑧ 水質データ ・ 流入水質、処理プロセス毎水質、放流水質 ・ 汚泥分析 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	① 当該年間業務計画書及び年間修繕計画に基づいて当該年に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	① 処理場日常・巡視点検報告 ② ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）巡回点検報告 ③ 定期設備点検報告 ④ 計画修繕実施報告、緊急修繕実施報告 ⑤ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑥ 調達実績報告 ⑦ その他必要な報告
05	特記事項	当該年において、特に報告すべき事項

５．その他の報告書

受託者は、上記に定める報告書の他、事業期間中随時必要に応じて、故障報告書、事故報告書、安全衛生管理実施報告書及びその他必要な報告書を作成し、委託者に提出するものとする。

６．業務報告書の改善等

受託者は、表 9-1～表 9-3に示す運転管理日報、運転管理月報及び運転管理年報の内容等について、必要があるときは委託者の意見を聞いて、その内容等を改善するものとする。

７．報告書の構成等

受託者は、事業実施計画書に運転管理日報の様式、運転管理月報の構成、運転管理年報の構成

等を添付するものとする。委託者と受託者は、これを基に双方協議の上、各報告書の記載事項を含め様式又は構成等を定めるものとする。

第10章　モニタリング

１．基本的事項

要求水準及び仕様等の遵守を確保するため、本事業のモニタリングは、①受託者によるセルフモニタリング、②委託者によるモニタリングから構成するものとする。

受託者は、委託者が作成するモニタリング基本計画書に基づき、事業開始までにセルフモニタリング実施計画書を作成し、委託者に提出のうえ承諾を得るものとする。

委託者は、モニタリング基本計画書及び受託者から提出されたセルフモニタリング実施計画書に基づき、モニタリング実施計画書を作成し、受託者に提示するものとする。

受託者は、セルフモニタリング実施計画書に基づきセルフモニタリングを行うものとし、委託者はモニタリング実施計画書に基づき本事業のモニタリングを実施するものとする。

なお、事業期間が10年という長期にわたることから、委託者は必要に応じてモニタリング方法の見直しを行う場合がある。

２．受託者によるセルフモニタリング

受託者は、事業期間中を通じて、セルフモニタリング実施計画書に従い、以下に掲げる事項等についてセルフモニタリングを実施し、結果について報告書を委託者に提出するものとする。

（１） 法令、契約書等によって実施が義務付けられている事項に関する業務の実施状況の確認。
（２） 自らが提案書において提案した事項に関する実施状況の確認。

３．委託者によるモニタリング

委託者は、モニタリング実施計画書に基づき、受託者のセルフモニタリング結果を踏まえ、受託者から提出された書面等による報告を基にモニタリングを実施する。委託者が必要と判断した場合は、現地確認を行う場合がある。

４．要求水準未達時の措置

モニタリングにより要求水準の未達が判明した場合、モニタリング基本計画書に規定する手続きに基づき、必要となる措置を行うものとする。

第11章　契約終了時の措置

１．業務引継書の作成等

（１）受託者は、事業開始後６箇月以内に、対象施設の運転方法や留意事項等を記載した引継書（以下「業務引継書」という。）を作成し、契約が終了するまで、対象施設に備えるものとする。受託者は、業務引継書を作成したときは、速やかに委託者に通知するものとする。

（２）委託者は、いつでも、対象施設において業務引継書を閲覧し、又は受託者に対してその内容について説明を求めることができるものとする。

（３）受託者は、業務引継書が最新となるよう必要に応じて、業務引継書の内容を変更するものとし、当該内容を変更したときは、委託者に対して、速やかに変更した旨を通知するものとする。

２．業務引継書の内容

受託者は、業務引継書に、次の事項を含むものとするが、対象施設の運転管理、点検上の留意点など、委託者又は委託者の指定する者が確実に把握できる内容とする。なお、受託者は、事業期間を通じて、業務引継書の改訂に努めるものとする。

（１）　運転管理
　ア　運転管理上で留意すべき事項
　イ　運転管理上での特別な操作（計装設備、設定器等の調節状況等）
　ウ　住民対応の記録及び留意すべき事項
（２）　保守管理
　ア　保守点検上で留意すべき事項
　イ　設備装置で留意すべき事項
（３）　修繕
（４）　廃棄物管理
（５）　危機管理
（６）　文書管理
（７）　修繕・改築計画策定
（８）　その他留意事項

別紙１　施設概要

１．処理場

別表1-1　北部浄化センターの概要

名　称	区　分		構　造　・　能　力		数 量
北部浄化センター 操業開始年月 平成11年４月	土木・建築	管理棟	鉄筋コンクリート造	地下1階･地上3階	1 棟
		汚水沈砂池	鉄筋コンクリート造	平行流長方形	2 池
		雨水沈砂池	鉄筋コンクリート造	平行流長方形	2 池
		最初沈殿池(1系)	中央駆動式支柱型正方形池		4 池
		最初沈殿池(2系)	鉄筋コンクリート造	平行流長方形	2 池
		エアレーションタンク(1系)	鉄筋コンクリート造	水中攪拌＋散気板式	4 池
		エアレーションタンク(2系)	鉄筋コンクリート造	水中攪拌＋散気板式	2 池
		最終沈殿池(1系)	鉄筋コンクリート造	平行流長方形	4 池
		最終沈殿池(2系)	鉄筋コンクリート造	平行流長方形	2 池
		雨水滞水池	鉄筋コンクリート造	長方形池	4 池
		沈砂池ポンプ棟	鉄筋コンクリート造	地下3階･地上2階	1 棟
		消毒設備棟	鉄筋コンクリート造	地下1階･地上1階	1 棟
		雨水滞水池消毒棟	鉄筋コンクリート造	地下1階･地上1階	1 棟
		雨水滞水池電気室	鉄筋コンクリート造	平屋建	1 棟
		汚泥濃縮タンク	鉄筋コンクリート造	円形放射流重力式	2 槽
		汚泥処理棟	鉄筋コンクリート造	地下1階･地上3階	1 棟
	機械・電気	汚水流入ゲート	自動降下式鋳鉄製電動ゲート	3.7kW×400V	1 門
		雨水流入ゲート	自動降下式鋳鉄製電動ゲート	5.5kW×400V	2 門
		汚水用沈砂掻揚機	エンドレスダブルチェーン式バケットコンベヤ（埋没防止形） 1.5kW×400V ×60Hz		1 台
		雨水用沈砂掻揚機	エンドレスダブルチェーン式バケットコンベヤ（埋没防止形） 1.5kW×400V ×60Hz		2 台
		沈砂搬出機			1 式
		汚水自動除塵機	間欠式自動除塵機	2.2kW×400V×60Hz	1 台
		雨水自動除塵機	間欠式自動除塵機	2.2kW×400V×60Hz	2 台
		し渣搬出機			1 式
		沈砂し渣洗浄機	機械攪拌式		1 台
		し渣脱水機	ローラー式		1 台
		汚水主ポンプ	縦軸斜流渦巻ポンプ	φ400×23.0㎥/min 400V×120kW φ300×11.5㎥/min 400V×75kW	2 台 2 台
		雨水主ポンプ	縦軸斜流渦巻ポンプ	φ700×60.0㎥/min 6600V×260kW	2 台
		曝気用送風機	鋼板製ターボブロワ ルーツブロワ	φ250×80㎥/min×120kW φ150×20㎥/min×37kW	2 台 2 台
		砂ろ過設備	移動床式上向流		2 基
		消毒装置	次亜塩素酸ソーダ注入方式		2 台
		濃縮汚泥掻寄機	中央駆動懸垂型	400V×0.4kW ×60Hz	2 台
		前処理装置	ろ面移動式自動除塵機	400V×1.1kW ×60Hz	1 台
		し渣脱水機	二軸対向スクリュー式	420V×0.75kW×60Hz	1 台
		汚泥脱水機	ベルトプレス式		2 台
		薬品供給設備			1 式
		受変電設備	6.6kV 屋内閉鎖型		1 式
		自家発電設備	ブラシレス励磁方式	6.6kV 1500kVA ディーゼル発電機	1 台
		監視制御設備	分散処理制御方式	LCD監視制御	1 式

２．ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）

別表1-2　ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の詳細概要（1/3）

名　称	区　分		構　造　・　能　力	数 量
常三島ポンプ場 操業開始年度 昭和53年度	土木・建築	上　屋	鉄筋コンクリート造　地下２階・地上２階　2,563.24㎡	1 棟
		雨水沈砂池	鉄筋コンクリート造	3 池
		燃料貯留設備	地下重油タンク(A重油)　9,500L	1 基
	機械・電気	ポンプ設備	雨水ポンプ（立軸斜流ポンプ）　φ1200×220㎥/min×370kW	1 台
			φ1200×200㎥/min×330kW	1 台
			φ1000×150㎥/min×220kW	1 台
			φ1000×150㎥/min×235kW	1 台
			水中ポンプ　φ300×12㎥/min×37kW	1 台
		沈砂池機械設備	流入ゲート	4 門
			粗目自動除塵機	3 基
			細目自動除塵機	3 基
			し渣搬出機・貯留ホッパー設備	1 式
		電気計装設備	受変電設備	1 式
			自家用発電機設備　6600V　200kVA	1 式
			操作盤・制御盤・計装盤	1 式
			直流電源設備	1 式
		分水ゲート設備	分水ゲート、流量計、テレメータ設備	1 式
宮の本排水機場 操業開始年度 昭和35年度	土木・建築	上　屋	木造スレート葺一部ブロック造瓦　平屋建　56㎡	1 棟
		吸　水　槽		1 式
	機械・電気	雨水ポンプ	水中ポンプ　φ150　2.24㎥/min	1 台
			φ500　30㎥/min	2 台
			雨水ポンプ（ディーゼル原動機）　φ500　36㎥/min	1 台
		機械設備	スクリーン（手掻揚式）	1 式
			空気圧縮機	1 台
			空気槽	1 台
			真空ポンプ	1 式
			燃料小出槽	1 台
			スライドゲート　電動	1 台
		電気計装設備	テレメータ設備	1 式
			投込み式水位計	1 式
			水中ポンプ制御盤	1 面
			エンジンポンプ制御盤	1 面
			自家用発電機設備　ディーゼル　25kVA	1 台
住吉橋排水機場 操業開始年度 昭和50年度	土木・建築	吸　水　槽	道路下	1 式
	機械・電気	雨水ポンプ	水中ポンプ　φ350　21㎥/min	1 台
		電気計装設備	テレメータ設備	1 式
			水中ポンプ制御盤	1 面
徳住橋排水機場 操業開始年度 昭和55年度	土木・建築	吸　水　槽	道路下	1 式
	機械・電気	雨水ポンプ	水中ポンプ　φ500　36㎥/min	1 台
		電気計装設備	テレメータ設備	1 式
			水中ポンプ制御盤	1 面

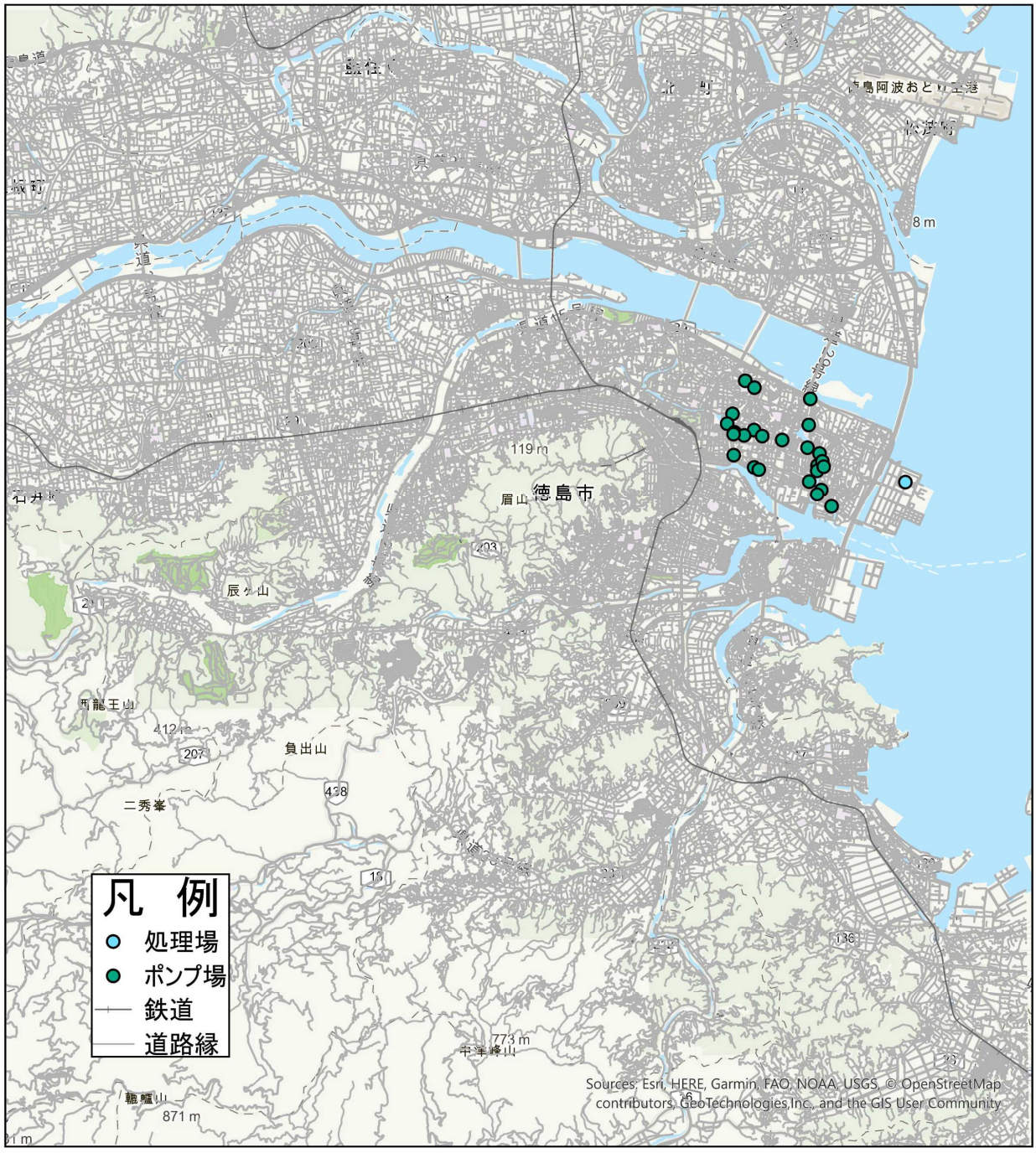
別表1-3　ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の詳細概要（2/3）

名　称	区　分		構　造　・　能　力	数 量
住吉西排水機場 操業開始年度 昭和45年度	土木・建築	吸　水　槽	堤内	1 式
	機械・電気	雨 水 ポ ン プ	水中ポンプ　φ300　14㎥/min	1 台
		機　械　設　備	スクリーン（手掻揚式）	1 式
			スライドゲート　手動	1 台
			水中ポンプ吊り装置	1 台
		電 気 計 装 設 備	テレメータ設備	1 式
			水中ポンプ制御盤	1 面
住吉北排水機場 操業開始年度 昭和62年度	土木・建築	吸　水　槽		1 式
	機械・電気	雨 水 ポ ン プ	水中ポンプ　φ150　2.8㎥/min	1 台
			φ200　6.3㎥/min	1 台
		機　械　設　備	スクリーン（手掻揚式）	1 式
			水中ポンプ吊り装置	1 式
		電 気 計 装 設 備	テレメータ設備	1 式
			水中ポンプ制御盤	1 面
火薬庫横排水機場 操業開始年度 昭和62年度	土木・建築	吸　水　槽		1 式
		吐　出　槽		1 式
	機械・電気	雨 水 ポ ン プ	水中ポンプ　φ500　45㎥/min	2 台
			φ150　4.2㎥/min	1 台
		機　械　設　備	スクリーン（手掻揚式）	1 式
			スライドゲート　電動	1 台
			水中ポンプ吊り装置	1 式
		電 気 計 装 設 備	テレメータ設備	1 式
			投込み式水位計	1 式
			水中ポンプ制御盤	2 面
			スライドゲート操作盤	1 面
福島ポンプ場 操業開始年度 昭和47年度	土木・建築	上　屋	鉄筋コンクリート造　地下２階・地上２階　1,647.2㎡	1 棟
		雨 水 沈 砂 池	鉄筋コンクリート造	3 池
		燃 料 貯 留 設 備	地下重油タンク（A重油）　10,000L	1 基
	機械・電気	雨 水 ポ ン プ	雨水ポンプ（立軸斜流ポンプ）　φ1000×140㎥/min×220kW	2 台
			φ800 × 85㎥/min×150kW	2 台
			排水ポンプ（立軸斜流ポンプ）　φ350 ×16.8㎥/min×50kW	2 台
			φ500 ×33.6㎥/min×95kW	1 台
		沈砂池機械設備	流入ゲート	3 門
			粗目スクリーン	4 基
			細目自動除塵機	4 基
			し渣搬出機・貯留ホッパー	1 式
		電 気 計 装 設 備	受変電設備	1 式
			自家用発電機設備　3300V 625kVA×2台	1 式
			操作盤・制御盤・計装盤	1 式
			直流電源設備	1 式
		分水ゲート設備	分水ゲート、流量計、テレメータ設備	1 式

別表1-4　ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の詳細概要（3/3）

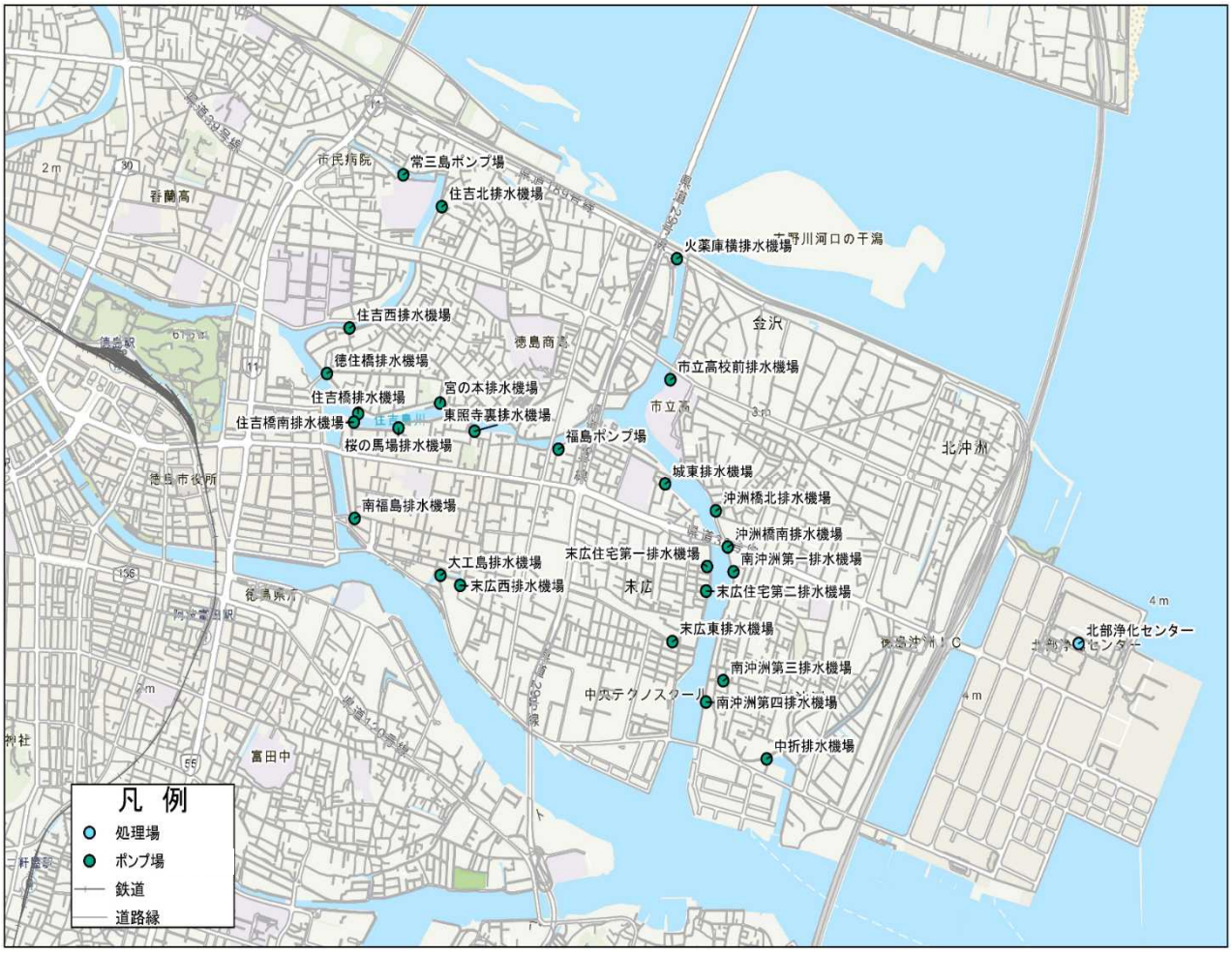
施設名	所在地	操業開始年度	ポンプ台数	口径（mm）	排水量（㎥/min）	出力（kW）	仮設自家用発電機設置	樋門	現状の管理方法
東照寺裏排水機場	福島二丁目	昭和42年度	2	400	20.0	22	なし	あり	委託
				150	3.0	5.5			
桜の馬場排水機場	福島一丁目	昭和49年度	2	500	30.0	22	あり	あり	直営
				100	1.3	7.5			
住吉橋南排水機場	福島一丁目	昭和58年度	1	250	10.0	15	なし	なし	直営
南福島排水機場	福島一丁目	昭和48年度	1	300	12.0	15	なし	なし	直営
大工島排水機場	末広一丁目	昭和29年度	3	500	30.0	37	なし	なし	委託
				500	30.0	22			
				150	2.8	7.5			
末広西排水機場	末広一丁目	昭和42年度	3	500	30.0	22	なし	あり	委託
				500	30.0	22			
				150	2.24	5.5			
末広東排水機場	末広五丁目	昭和25年度	5	600	45.0	37	あり（常設）	あり	委託
				500	30.0	22			
				500	30.0	22			
				150	3.9	7.5			
				150	2.5	3.7	なし	なし	新設予定
末広住宅第一排水機場	末広四丁目	昭和43年度	1	100	1.8	4.5	なし	なし	直営
末広住宅第二排水機場	末広四丁目	昭和54年度	2	400	27.0	22	なし	なし	直営
				100	1.2	5.5			
城東排水機場	安宅三丁目	昭和29年度	3	800	90.0	90	あり	あり	委託
				400	20.0	22			
				400	19.0	22			
市立高校前排水機場	北沖洲一丁目	昭和38年度	2	300	13.0	15	なし	あり	直営
				200	4.0	11			
沖洲橋北排水機場	北沖洲一丁目	昭和49年度	3	500	30.0	22	あり	あり	委託
				500	30.0	22			
				100	1.12	5.9			
沖洲橋南排水機場	南沖洲一丁目	昭和42年度	2	600	40.0	30	あり	あり	委託
				200	6.5	11			
南沖洲第一排水機場	南沖洲一丁目	昭和46年度	2	300	11.5	11	なし	あり	委託
				50	0.16	0.4			
南沖洲第三排水機場	南沖洲一丁目	昭和43年度	4	600	45.0	37	あり	あり	委託
				500	30.0	22			
				500	30.0	22			
				150	3.0	5.5			
南沖洲第四排水機場	南沖洲五丁目	昭和43年度	1	200	4.5	11	なし	あり	直営
中折排水機場	南沖洲五丁目	昭和53年度	1	300	14.0	15	あり	あり	委託

３．処理場・ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の配置図



※出典：国土地理院発行地形図に本市にて施設位置、凡例を追記

別図1-1　処理場・ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の全体配置図

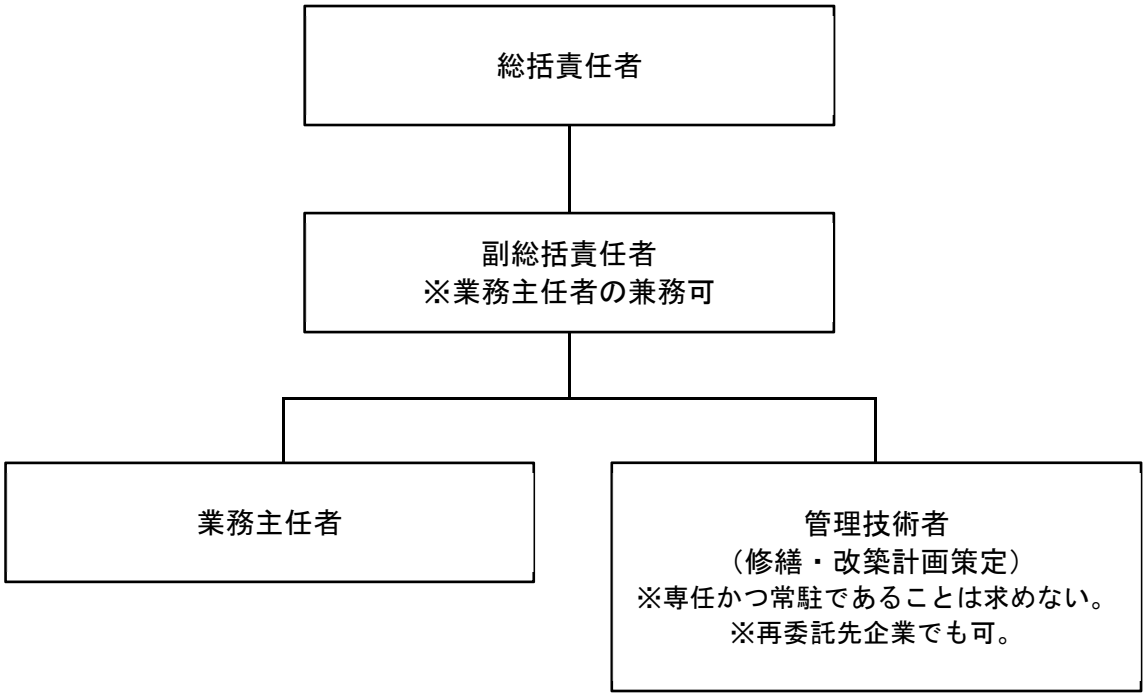


※出典：国土地理院発行地形図に本市にて施設位置、施設名称、凡例を追記

別図1-2　処理場・ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の詳細配置図

別紙２　業務実施体制

１．実施体制



別図2-1　業務実施体制（案）

２．有資格者

本業務の履行上必要な有資格者は次のとおりであり、該当する工事や作業を行う際に配置すること。

- 第一種電気工事士
- 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- 危険物取扱者（甲種又は乙種第四類）
- 床上操作式クレーン運転技能講習終了者
- 玉掛け技能講習終了者
- アーク溶接技能講習修了者又はガス溶接技能講習修了者
- 特定化学物質作業主任者
- 研削といし取替等の業務に係る特別講習修了者
- その他業務履行上必要とする法令で定められた資格者

別紙３　流入下水量の実績

対象項目	処理場
令和3年度　汚水処理量＋雨水放流量	一年当たり　7,786,743 m^3
令和4年度　汚水処理量＋雨水放流量	一年当たり　7,246,761 m^3
令和5年度　汚水処理量＋雨水放流量	一年当たり　8,161,740 m^3
令和6年度　汚水処理量＋雨水放流量	一年当たり　7,636,458 m^3
令和7年度　汚水処理量＋雨水放流量	一年当たり　7,291,207 m^3

別紙４　ユーティリティの使用量実績

対象項目	年度	処理場	ポンプ場	
			雨水ポンプ場	排水機場
燃料使用量（車両除く） ～A重油～	令和3年度	3,090 L	7,120 L	0 L
	令和4年度	3,810 L	5,120 L	0 L
	令和5年度	2,510 L	10,620 L	0 L
	令和6年度	2,480 L	7,940 L	0 L
	令和7年度	1,450 L	6,320 L	0 L
電気使用量	令和3年度	2,720,120 kWh	105,275 kWh	114,568 kWh
	令和4年度	2,718,790 kWh	99,599 kWh	108,058 kWh
	令和5年度	2,821,649 kWh	105,621 kWh	122,521 kWh
	令和6年度	2,880,969 kWh	102,245 kWh	110,146 kWh
	令和7年度	2,668,293 kWh	98,000 kWh	101,513 kWh
水道使用量	令和3年度	1,966 m^3	701 m^3	20 m^3
	令和4年度	1,492 m^3	462 m^3	25 m^3
	令和5年度	1,443 m^3	946 m^3	25 m^3
	令和6年度	1,165 m^3	635 m^3	24 m^3
	令和7年度	1,521 m^3	988 m^3	26 m^3
ガス使用量	令和2年度	78.5 m^3	3.8 m^3	0 m^3
	令和3年度	79.3 m^3	4.0 m^3	0 m^3
	令和4年度	63.9 m^3	4.5 m^3	0 m^3
	令和5年度	56.8 m^3	8.3 m^3	0 m^3
	令和6年度	51.3 m^3	7.1 m^3	0 m^3
	令和7年度	65.9 m^3	8.0 m^3	0 m^3
電話通信費 （電話料金・テレメータ回線使用料）	令和3年度	496,417 円	73,327 円	435,360 円
	令和4年度	495,405 円	73,345 円	435,360 円
	令和5年度	510,527 円	74,967 円	435,360 円
	令和6年度	509,725 円	75,392 円	435,348 円
	令和7年度	556,470 円	75,957 円	695,082 円

別紙５　薬品類の使用量実績

次亜塩素酸ソーダ使用量

対象項目	処理場
令和3年度	一年当たり　70.77 m^3
令和4年度	一年当たり　66.31 m^3
令和5年度	一年当たり　82.11 m^3
令和6年度	一年当たり　82.06 m^3
令和7年度	一年当たり　73.26 m^3

高分子凝集剤使用量

対象項目	処理場
令和3年度	一年当たり　3,608.58 kg
令和4年度	一年当たり　3,174.75 kg
令和5年度	一年当たり　2,929.08 kg
令和6年度	一年当たり　3,256.60 kg
令和7年度	一年当たり　2,863.60 kg

リン除去凝集剤使用量

対象項目	処理場
令和3年度	一年当たり　47.93 m^3
令和4年度	一年当たり　29.59 m^3
令和5年度	一年当たり　29.52 m^3
令和6年度	一年当たり　0.75 m^3
令和7年度	一年当たり　0.33 m^3

固形塩素剤使用量

対象項目	処理場
令和3年度	一年当たり　110 kg
令和4年度	一年当たり　95 kg
令和5年度	一年当たり　95 kg
令和6年度	一年当たり　115 kg
令和7年度	一年当たり　95 kg

別紙６　廃棄物運搬・処分量の実績

廃棄物名称	年度	処理場	ポンプ場	
			雨水ポンプ場	排水機場
沈砂池沈砂	令和3年度	一年当たり　31.34　t	一年当たり　0　t	一年当たり　0　t
	令和4年度	一年当たり　12.33　t	一年当たり　0　t	一年当たり　0　t
	令和5年度	一年当たり　11.39　t	一年当たり　0　t	一年当たり　0　t
	令和6年度	一年当たり　19.11　t	一年当たり　0　t	一年当たり　0　t
	令和7年度	一年当たり　9.31　t	一年当たり　0　t	一年当たり　0　t
脱水ケーキ	令和3年度	一年当たり 2,721.04　t	一年当たり　0　t	一年当たり　0　t
	令和4年度	一年当たり 2,816.58　t	一年当たり　0　t	一年当たり　0　t
	令和5年度	一年当たり 2,461.79　t	一年当たり　0　t	一年当たり　0　t
	令和6年度	一年当たり 2,377.35　t	一年当たり　0　t	一年当たり　0　t
	令和7年度	一年当たり 2,169.46　t	一年当たり　0　t	一年当たり　0　t
スクリーンし渣及び塵芥	令和3年度	一年当たり　8.61　t	一年当たり　5.0 m^3	一年当たり　21.27 m^3
	令和4年度	一年当たり　7.78　t	一年当たり　4.9 m^3	一年当たり　22.97 m^3
	令和5年度	一年当たり　9.72　t	一年当たり　6.7 m^3	一年当たり　22.99 m^3
	令和6年度	一年当たり 11.22　t	一年当たり　3.6 m^3	一年当たり　21.25 m^3
	令和7年度	一年当たり　8.29　t	一年当たり　4.3 m^3	一年当たり　25.69 m^3

別紙７　処理場（雨水）の運転管理等要領

１．業務従事者の勤務

受託者は、事業期間中、必要がある場合は時間に関わらず業務を履行すること。

２．雨水排水運転

下水管渠からの溢水事故及び処理場設備水没を防止するため、ポンプ井の水位は T.S.P.-8.50m～T.S.P.-9.50mの範囲を目安としてポンプを運転すること。

３．降雨時運転

(1) 降雨時に、汚水ポンプのみで対応できないときは、雨水ポンプも使用し排水運転を行うこと。

(2) ポンプ稼働台数によっては契約電力を超過する恐れがあるので、自家用発電機に切り替えて運転すること。（令和８年２月現在の契約電力は 655kW）

(3) 雷雨が発生するなど、停電の恐れがある時は、必要に応じて自家用発電機に切り替えて運転すること。

(4) 天候や機器の状況に応じて、十分警戒しながら運転を行うこと。

(5) 降雨後は、各機器の点検及び燃料の残量確認を行うこと。

４．降雨後運転

降雨後は、余水の状況により、雨水滞水池の水を返送ポンプで最初沈殿池に返送すること。また、返送後は雨水滞水池の洗浄を行うこと。

５．運転管理に係る指標

施設の運転に当たっては、効率よく運転管理を行うとともに、その運転は担当係員と打ち合わせの上、無駄な費用がかからないようにすること。

なお、契約電力は徳島市上下水道局の需給契約により定められているので遵守するよう努めること。（令和８年２月現在の契約電力 655kW）

６．運転点検

運転点検は、設備・装置及び機器等の性能・機能等の確保ができるように実施すること。

７．定期点検

定期点検は、下水道施設維持管理積算要領　―処理場・ポンプ場施設編―（公益社団法人日本下水道協会）等に規定された下水道施設機械・電気設備保守点検基準に準拠し、一定期間ごとに計画的に実施し、機器の性能及び状態確認について、日常点検では点検できない項目・内容について行うものとし、診断により不具合の早期発見に努め故障防止を図ること。また、異常を発見したときは速やかに原因調査を行うとともに、委託者に報告すること。

８．機器の保全・清掃及び洗浄

(1) 各機器の潤滑状況を常に監視し、適時注油・更油又は給脂し軸受けや摺動部を正常に保つこと。

(2) 機器開閉部の操作を３ヶ月に１回の頻度で行い、スムーズに開閉するよう弁棒等に給脂すること。

(3) 沈砂池の雨水スクリーン等の清掃を適切に行うこと。

(4) ２台以上設置しているポンプ等の機器は、適正に交互運転を実施し、各機器の正常な運転確保に努めること。
(5) ポンプ等のグランドパッキン及びメカニカルシールからの漏れに注意し、適時増し締めを行い、調整範囲を超えた場合は速やかに交換すること。

別紙８　ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の運転管理等要領

１．常三島ポンプ場

(1) 運転水位

下水管渠からの溢水事故及びポンプ場設備水没を防止するため、ポンプ井の水位は目安として　T.S.P.-2.0m～-4.0m の範囲で運転すること。

(2) 分水ゲートフラッシング

分水ゲートは自動運転とする。ただし、管渠内に砂等が堆積するのを防止するため、１週間に１回程度全閉として管渠内に一時貯留した後、自動運転し堆積物を排出させるフラッシング作業を実施すること。

(3) 予備機の運転

複数台設置されている機器については原則として、一定期間ごとに切り替えて運転を行い、常に正常な状態に保つよう運転すること。

(4) 運転管理に係る指標

施設の運転に当たっては、効率よく運転管理を行うとともに、委託者と打ち合わせの上、無駄な費用がかからないようにすること。

特に、契約電力は電力会社との需給契約により定められているので遵守するよう努めなければならない。（令和７年４月現在の契約電力は 55kW）

(5) 自家用発電機での運転

雷雨襲来時など降雨により停電又は契約電力超過が予測される場合は、あらかじめ沈砂池が溢水しない対策を講じた後、速やかに商用電力から自家用発電機に切り替えて運転を行うこと。

また、その後、降雨終了時刻を確認のうえ、自家用発電機から商用電力に復帰させること。

(6) 雨天時の対応

ア　少雨時

（ア）必要に応じて対応要員を配置し、設備・機器の故障や異常への対応を行うとともに、ゲートに堆積した塵芥を除去すること。

（イ）降雨後は、各機器の点検及び燃料の残量確認を行うこと。

イ　大雨時

（ア）委託者の要請により、できる限り速やかに対応要員を配置し、運転モードの切り替えを行うこと。

（イ）ポンプ井の水位に応じてポンプを手動運転に切り替えた後、設備・機器の故障や異常への対応を行うとともに、ゲートに堆積した塵芥を除去すること。

（ウ）天候に応じて自家用発電設備を起動し、受電を買電から自家用発電設備に切り替えた後、流入ゲートを操作し雨水流入の調整を行うこと。流入ゲート操作後は、設備・機器の故障や異常への対応を行うとともに、ゲートに堆積した塵芥を除去すること。

（エ）降雨後は、各設備・機器の点検及び燃料の残量確認を行うこと。

(7) 保守点検の項目

保守点検の項目は次のとおりとする。

- 屋上設備点検
- 温水槽ボールタップ点検
- 地下タンク排水管点検
- クレーン設備点検
- 空気圧縮機点検
- 冷却水配管・バルブ点検
- 吐出弁点検
- 車止めポール点検
- 直流電源盤点検
- 電気設備点検
- 自家発電機と主機エンジンポンプ点検
- その他、必要となる点検

２．福島ポンプ場

(1) 運転水位

下水管渠からの溢水事故及びポンプ場設備水没を防止するため、ポンプ井の水位は目安として　T.S.P. -2.0m ～ -5.0m の範囲で運転すること。

(2) 分水ゲートフラッシング

分水ゲートは自動運転とする。ただし、管渠内に砂等が堆積するのを防止するため、１週間に１回程度全閉として管渠内に一時貯留した後、自動運転し堆積物を排出させるフラッシング作業を実施すること。

(3) 予備機の運転

複数台設置されている機器については原則として、一定期間ごとに切り替えて運転を行い、常に正常な状態に保つよう運転すること。

(4) 運転管理に係る指標

施設の運転に当たっては、効率よく運転管理を行うとともに、委託者と打ち合わせの上、無駄な費用がかからないようにすること。

特に、契約電力は電力会社との需給契約により定められているので遵守するよう努めなければならない。（令和７年４月現在の契約電力は 179kW）

(5) 自家用発電機での運転

雷雨襲来時など降雨により停電又は契約電力超過が予測される場合は、あらかじめ沈砂池が溢水しない対策を講じた後、速やかに雨水用電力から自家用発電機に切り替え、運転を行うこと。

また、その後、降雨終了時刻を測り自家用発電機による給電から元電源に復帰させること。

(6) 雨天時の対応

常三島ポンプ場を参照とする。

(7) 保守点検の項目

常三島ポンプ場を参照とする。

３．排水機場

(1) 雨天時の対応

ア　大雨が予想される前後には委託者の指示により、雨水が適正に排水できるよう、排水機場のスクリーン等に付着したごみを清掃すること。また、各機器が適正に作動するよう、事前に点検を行うこと。

イ　雨天時には降雨量を予測し、遠方監視システムによりポンプの運転状況及び水位等を確認すること。降雨が止み水位が安定するまでは、異常や故障に速やかに対応できるよう待機すること。

ウ　雨天時の排水運転中は、最新の気象情報を取得するとともに、水位の変動及び各機器の状態に常に留意し、排水に支障が生じないよう適切に対応すること。

エ　徳島地方気象台から徳島北部地区に大雨に関する警報等が発令されたとき、又はそれ以外においても大雨が予測されるときは、委託者の指示に速やかに対応できるよう待機すること。

オ　台風接近等による停電に備え、排水機場に委託者が仮設発電機を設置する場合があることから、委託者及び委託者が委託する者と連携・協力のうえ、情報共有を図ること。

(2) 故障時の対応

ア　昼夜・休日を問わず、委託者から連絡があった場合や遠方監視システムからの故障等の通報を受けた場合には、速やかに現場に駆けつけ、故障対応（復旧）を行うとともに、その経緯を委託者に報告すること。

(3) 各機器の保守点検

ア　点検の頻度は月１回以上とし、運転機器の状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めること。また、施設の設備・装置及び機器等の性能を確保するために必要な点検・測定及び調査を行うこと。

イ　機器・電気設備の点検は、機器及び電気に関する専門知識を有する者が行うこと。

ウ　点検中に異常を発見した場合は、速やかに原因を調査し、適切な措置を講じ、委託者に報告すること。

エ　簡易な修繕以外の対応が必要な場合は、委託者と協議のうえ対応を決定すること。

(4) 保守点検の項目

保守点検の項目は、次の表を基本とする。

対象機器	実施項目	対象施設
電動ポンプ	負荷電流、絶縁、駆動状態の良否、運転時間、運転回数、吐出弁及び吐出排管の状態	全施設
自家発電機	出力、周波数、一次電圧、回転数、潤滑油圧、バッテリー電圧、充電器の運転状態、潤滑油量、各配管の良否、運転状態、燃料残量	末広東、宮の本
エンジンポンプ	・減速機：潤滑油量、運転状態 ・ポンプ：グランドパッキンの状態、真空計の良否、連成計の良否、電磁弁の良否、運転状態、吐出弁の絶縁、吐出配管の状態 ・原動機：回転数、冷却水圧、潤滑油圧、潤滑油	宮の本

	量、各配管の良否、運転状態	
補機	・燃料残量（A重油小出槽） ・真空ポンプ：絶縁抵抗、各配管の良否、運転状態 ・空気圧縮機：潤滑油量、コンプレッサーの絶縁抵抗、圧力タンクの漏気、運転状態 ・初期潤滑油ポンプ：絶縁抵抗	
樋門・ゲート	絶縁抵抗、負荷電流、駆動状態の良否	南沖洲第三、宮の本、火薬庫横、沖洲橋南、末広西ほか
スクリーン	塵芥の有無、劣化状態	宮の本、住吉西、住吉北、火薬庫横、東照寺ほか
テレメータ盤	故障表示の有無	宮の本、桜の馬場、城東、末広西、末広東、徳住橋

(5) その他

ア　委託者から指示があった場合は、速やかに排水運転や機器の操作・点検を行うこと。（待機指示を含む。）

イ　エンジンポンプによる排水運転を行った場合は、操作日報を作成し、適時に提出すること。

ウ　月間点検報告書及び運転月報を作成し、毎月提出すること。